

令和7年度

事務事業概要

(令和7年4月1日現在)

新宿区子ども家庭部

特に記載のない場合、各年度3月31日現在の実績です。

目 次

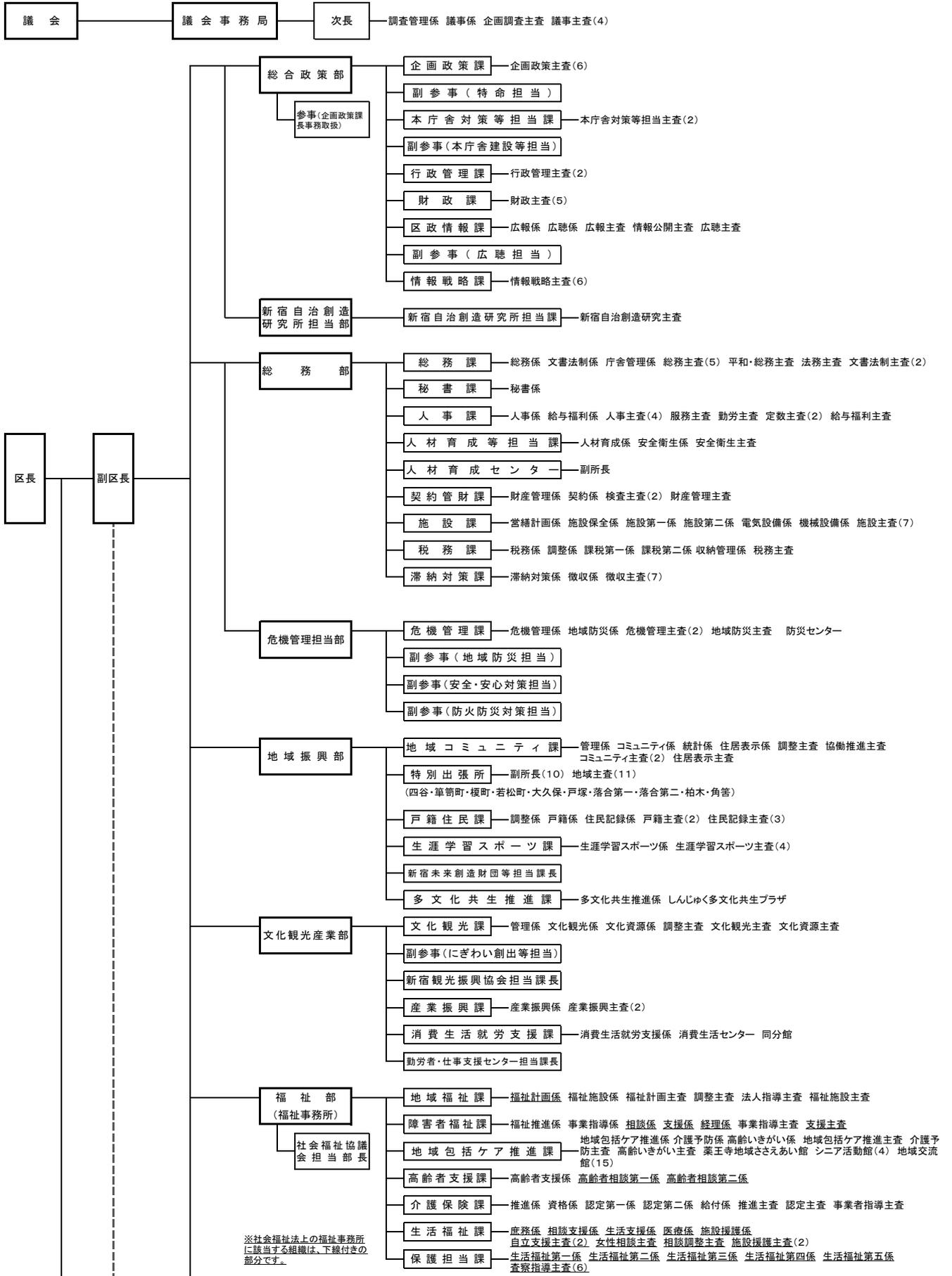
1	新宿区組織図	1
2	子ども家庭部の組織及び職員数	3
3	係長級以上の職・氏名	5
4	子ども家庭部所管の予算	10
5	事業概要	11
5-1	子ども家庭部各課の担当事務	11
5-2	各課の事業概要	15
	【子ども家庭課】	15
1	次世代育成支援に向けた取組	15
	(1) 次世代育成協議会の運営	
	(2) 新宿区子ども・子育て支援事業計画の進行管理	
	(3) 子ども・子育て会議の運営	
2	新宿区子ども未来基金	16
3	子どもの施策への参画促進	16
4	子育て情報の発信	16
	(1) まちの子育てバリアフリーの推進	
	(2) 子育て情報誌「新宿はっぴー子育てガイド」の発行	
	(3) 子育て応援サイト「はっぴー子育て」の運営	
5	子ども・若者総合相談	17
6	子育て支援施策ガイドの作成・配付	17
7	青少年の健全育成	17
	(1) 青少年健全育成活動	
	(2) 地区青少年育成委員会活動への支援	
	(3) 連携事業の実施	
	(4) 新宿区保護司会への事業助成	
	【児童育成担当課】	19
1	誕生祝品の支給	19
2	経済的な支援	19
	(1) 手当の支給	
	(2) 子ども医療費助成	
	(3) 助産施設への入所	

3	ひとり親家庭等の福祉	21
	(1) 母子家庭・父子家庭・寡婦の福祉	
	(2) ひとり親家庭への支援	
	(3) 母子生活支援施設への入所	
	(4) 家庭相談	
	【保育課、保育指導課】	26
1	新宿区子ども・子育て支援事業計画の推進	26
2	多様な保育サービス	26
	(1) 認可保育所	
	(2) 認定こども園	
	(3) 地域型保育事業等	
	(4) 認証保育所	
3	適切な保育基盤整備の推進	37
	(1) 地域の保育ニーズに応じた基盤整備の推進	
	(2) 認証保育所認可化移行支援事業	
4	利用者、事業者等への支援	38
	(1) 幼児教育・保育の無償化	
	(2) その他の経済的負担軽減	
	(3) 保育サービス充実のための支援	
	【男女共同参画課】	40
1	男女共同参画啓発活動	40
	(1) 男女共同参画フォーラム	
	(2) 男女共同参画講座	
	(3) 「性と生」の講座	
	(4) ウィズ新宿と区民団体との連携講座	
	(5) 働く女性応援講座	
	(6) 男性対象講座	
	(7) 若者応援講座	
	(8) その他啓発講座	
	(9) 情報誌の編集・発行	
	(10) 小学校高学年向け啓発誌	
	(11) 中学生向け啓発誌	
	(12) 多様な性の理解促進に向けた啓発グッズ	
	(13) 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた周知啓発	
2	配偶者等からの暴力の防止	42
	(1) DV防止啓発講座	
	(2) 配偶者暴力相談支援センター事業 (DV相談ダイヤル)	
3	職場における男女共同参画の推進	42
	(1) 「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の認定	
	(2) 企業向け啓発セミナー・勉強会	

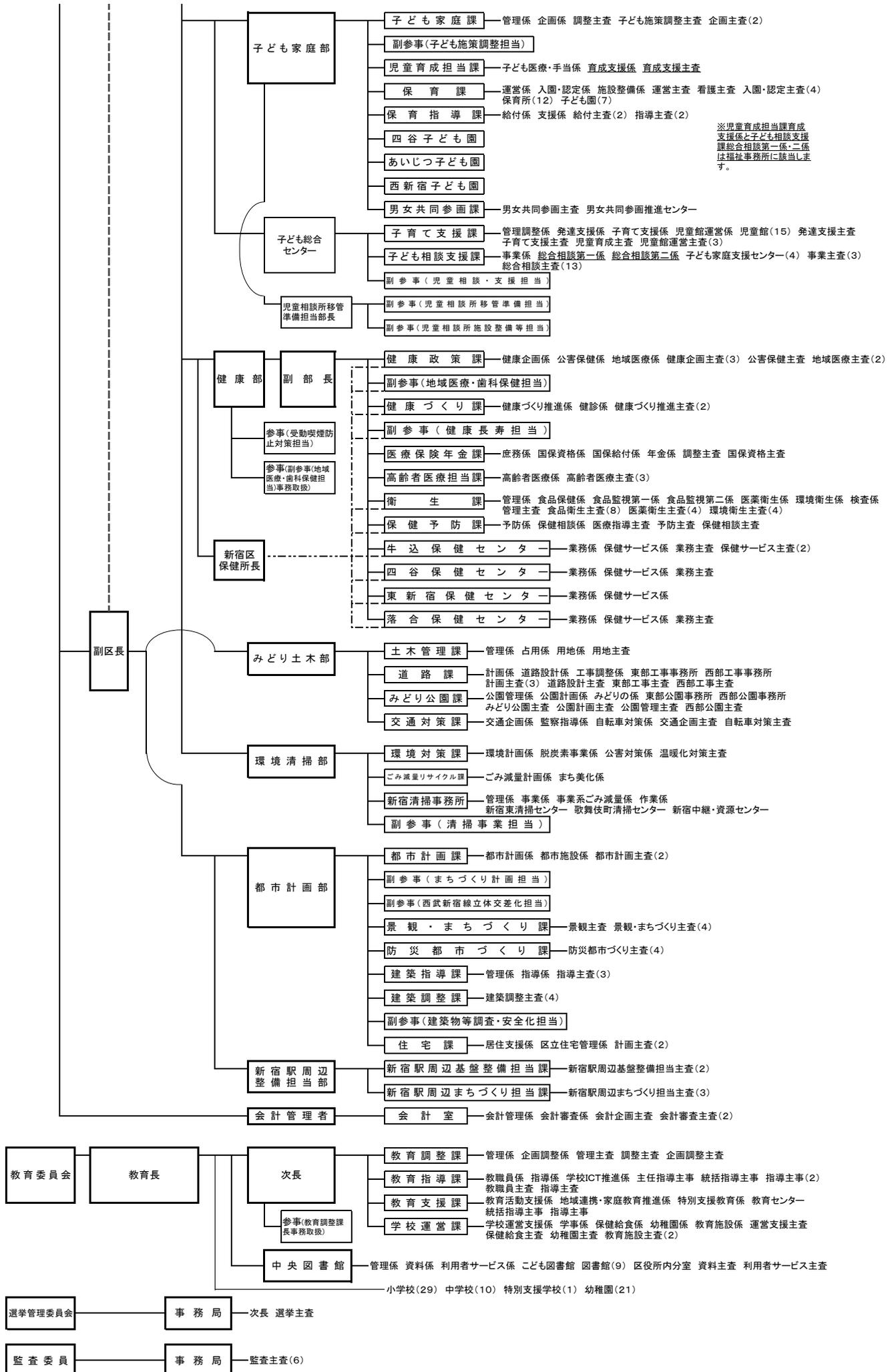
(3) コンサルタントの派遣	
(4) パパサポート企業奨励金の支給	
(5) 介護サポート企業奨励金の支給	
4 しんじゅく女性団体会議の運営	4 3
5 情報提供	4 3
6 総合相談	4 4
(1) 悩みごと相談室	
(2) 女性問題に関する相談機関連携会議	
7 男女共同参画推進センターの管理運営	4 4
8 男女共同参画推進会議の運営	4 5
9 若者のつどい	4 5
【子ども総合センター 子育て支援課】	4 6
1 子ども総合センター、児童館の運営	4 6
(1) 子ども総合センター	
(2) 児童館	
2 放課後の居場所の運営	4 7
(1) 学童クラブ	
(2) 放課後子どもひろば	
3 子育て支援サービスの提供	5 0
(1) ひろば型一時保育	
(2) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）	
(3) 産前産後支援事業	
(4) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	
(5) ファミリーサポート事業	
(6) 利用者支援事業（基本型）	
(7) 家庭訪問型子育てボランティア推進事業（ホームスタート）	
4 家庭及び地域の教育力の向上	5 4
(1) 新宿区青少年活動推進委員	
(2) 新宿子育てメッセの開催	
5 地域の子育て支援	5 5
(1) プレイパーク活動の推進	
(2) 落合三世代交流事業	
(3) 未来を担うジュニアリーダーの育成	
(4) 思春期の子育て支援事業	
6 発達に心配のある児童への支援	5 5
(1) 発達支援	
(2) 在宅児等訪問支援	
(3) 保育所等訪問支援	
(4) 障害幼児一時保育	
7 ここ・からまつり	5 7

【子ども総合センター 子ども相談支援】	58
1 子ども家庭支援センターの運営	58
2 子どもと家庭の総合相談・支援	58
(1) 子どもと家庭の総合相談	
(2) 利用者支援事業（こども家庭センター型）	
(3) 子ども家庭・若者サポートネットワーク	
(4) 子育て短期支援事業	
(5) 養育支援訪問等事業	
(6) 親子関係形成支援事業	
(7) 小学生低学年のための学習支援教室	
3 児童相談体制の整備	62
(1) 人材育成	
(2) 子ども総合センター分室の運営	
(3) 一時保護所の管理	
6 子ども家庭部関連施設一覧	63

1 新宿区組織図(令和7年4月1日現在)



1 新宿区組織図(令和7年4月1日現在)

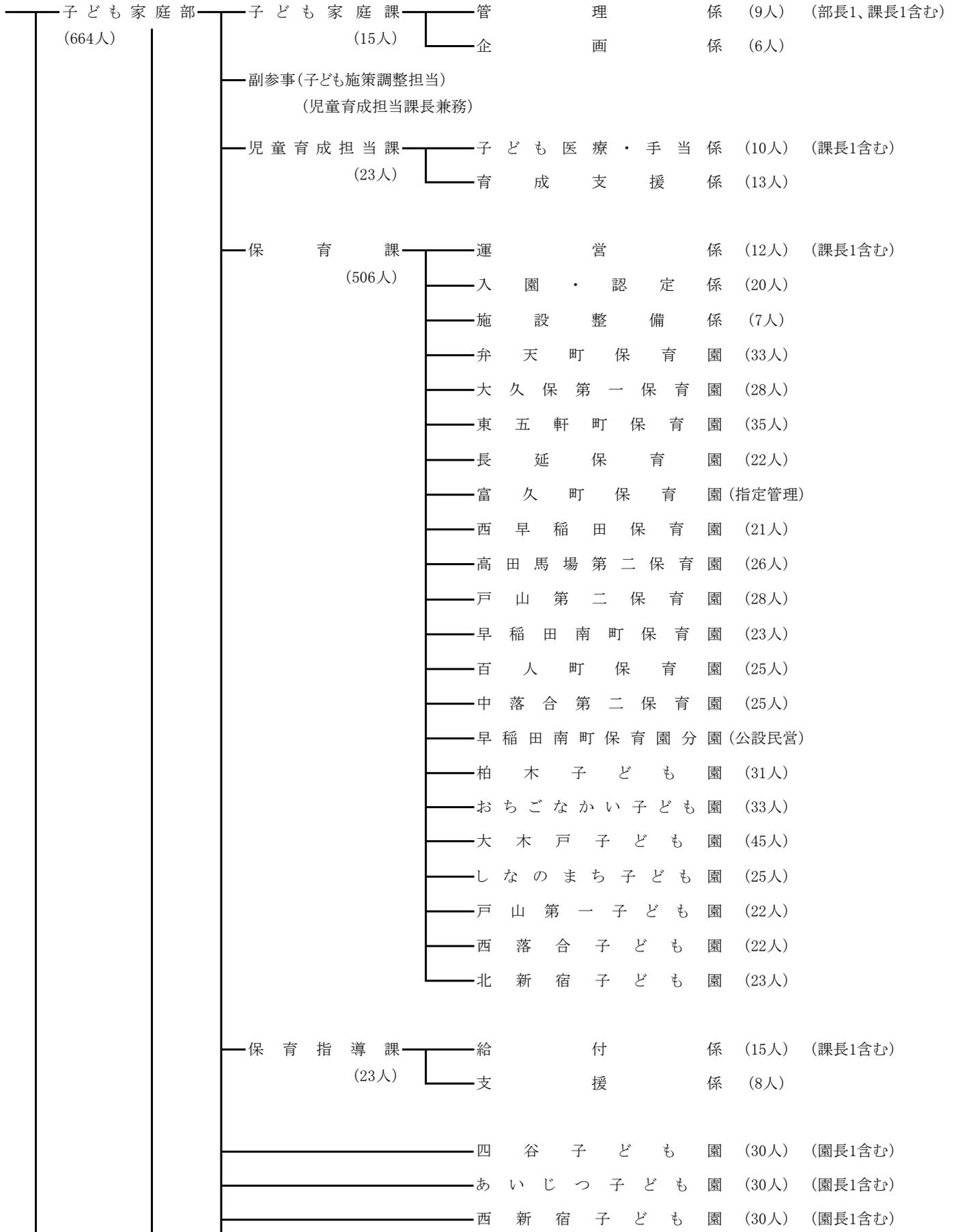


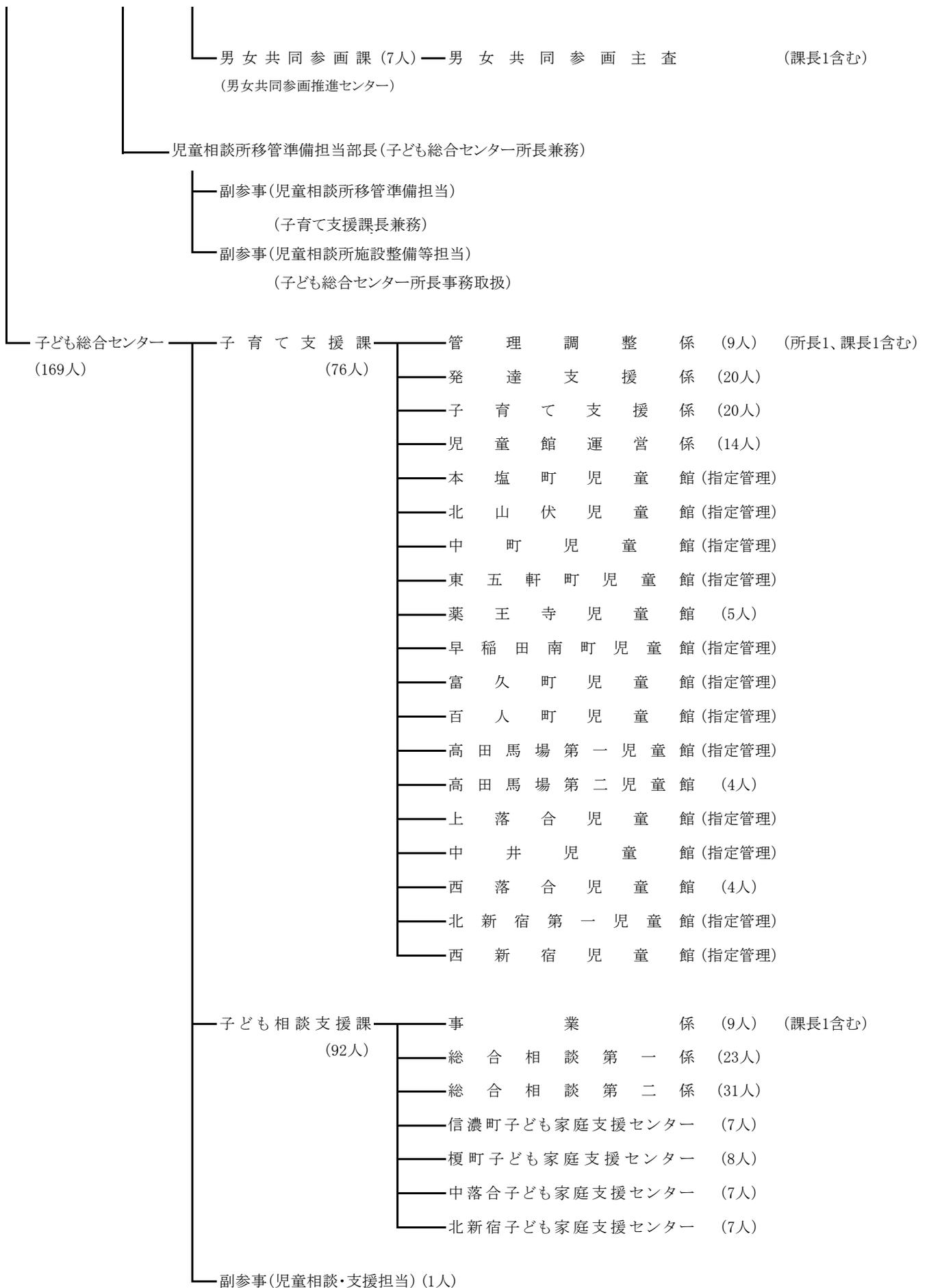
2 子ども家庭部の組織及び職員数

(令和7年4月1日現在)

※人数は常勤職員と再任用職員の合計

※管理職(内数)





3 係長級以上の職・氏名

(令和7年4月1日現在)

(5頁から9頁まで記載削除)

4 子ども家庭部所管の予算

歳出予算(当初)

単位:千円

区分	令和7年度		令和6年度		比較増△減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	増減率
区一般会計歳出計	188,460,229	100%	184,498,026	100%	3,962,203	2.1%
子ども家庭費	38,871,214	20.6%	35,038,051	19.0%	3,833,163	10.9%

歳出予算(子ども家庭費・目別)

単位:千円

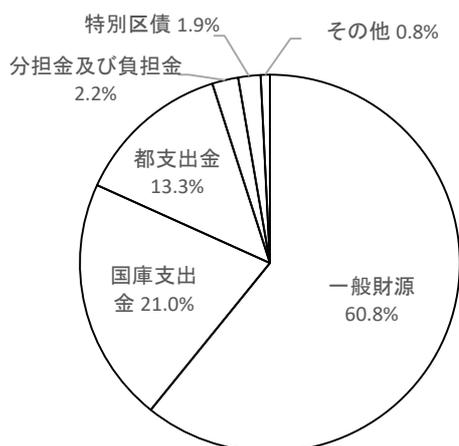
区分	令和7年度		令和6年度		比較増△減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	増減率
子ども家庭費	38,871,214	100%	35,038,051	100%	3,833,163	10.9%
子ども家庭総務費	7,347,547	18.9%	7,964,862	22.7%	△ 617,315	△ 7.8%
男女共同参画推進費	68,336	0.2%	73,927	0.2%	△ 5,591	△ 7.6%
子ども家庭事業費	25,436,096	65.4%	21,645,594	61.8%	3,790,502	17.5%
子ども家庭施設費	4,952,882	12.8%	4,500,762	12.9%	452,120	10.0%
子ども家庭施設建設費	1,066,353	2.7%	852,906	2.4%	213,447	25.0%

歳入予算

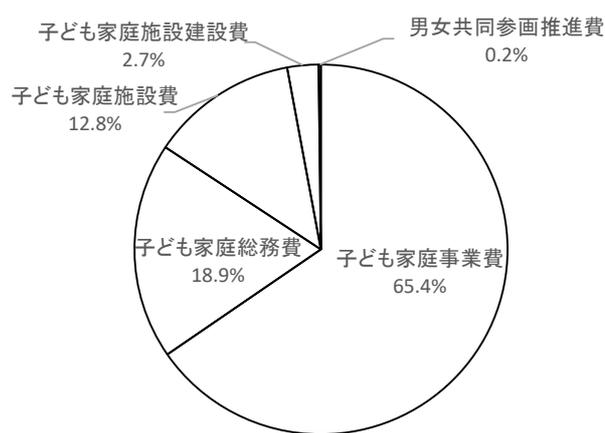
単位:千円

区分	令和7年度		令和6年度		比較増△減	増減率
子ども家庭部計	38,871,214	100%	35,038,051	100%	3,833,163	10.9%
特定財源	15,237,156	39.2%	12,062,029	34.4%	3,175,127	26.3%
分担金及び負担金	834,159	2.2%	840,378	2.4%	△ 6,219	△ 0.7%
使用料及び手数料	55,264	0.1%	51,711	0.1%	3,553	6.9%
国庫支出金	8,164,188	21.0%	5,657,822	16.1%	2,506,366	44.3%
都支出金	5,159,235	13.3%	4,657,717	13.3%	501,518	10.8%
財産収入	1,033	0.0%	531	0.0%	502	94.5%
繰入金	214,660	0.6%	181,952	0.5%	32,708	18.0%
諸収入	56,617	0.1%	52,918	0.2%	3,699	7.0%
特別区債	752,000	1.9%	619,000	1.8%	133,000	21.5%
一般財源	23,634,058	60.8%	22,976,022	65.6%	658,036	2.9%

<歳入予算内訳>



<歳出予算(子ども家庭費・目別)内訳>



5 事業概要

5-1 子ども家庭部各課の担当事務（新宿区組織規則等）

子ども家庭課

管理係

- (1) 次世代育成支援に関すること。
- (2) 子ども・子育て会議に関すること。
- (3) 部内各課の予算及び決算の総括に関すること。
- (4) 部内各課の調整に関すること。
- (5) 部内他課に属しないこと。
- (6) 児童育成担当課との調整に関すること。
- (7) 課内他係に属しないこと。

企画係

- (1) 青少年の健全育成に関すること。
- (2) 次世代育成協議会に関すること。
- (3) 子どもの権利に関すること。
- (4) 子ども未来基金に関すること。

児童育成担当課

子ども医療・手当係

- (1) 児童手当に関すること。
- (2) 子どもの医療費の助成に関すること。
- (3) 誕生祝い品に関すること。
- (4) 課内他係に属しないこと。

育成支援係

- (1) ひとり親相談及び家庭相談に関すること。
- (2) ひとり親家庭の自立支援に関すること。
- (3) ひとり親家庭の福祉に関すること。
- (4) 児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (5) ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。
- (6) 東京都母子及び父子福祉資金に関すること。
- (7) 助産の実施及び母子保護の実施に関すること。
- (8) 母子生活支援施設に関すること。

保育課

運営係

- (1) 区立保育所、区立子ども園等の管理運営に関すること。
- (2) 課内他係に属しないこと。

入園・認定係

- (1) 保育の必要性の認定に関すること。
- (2) 保育の実施(保育・教育の実施を含む。)の決定に関すること。
- (3) 保育の実施(保育・教育の実施を含む。)に係る費用の徴収に関すること。

施設整備係

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 保育所、子ども園等の施設整備に関すること。
- (3) 私立保育所等の確認に関すること。

保育園

- (1) 保育園の乳児及び幼児の保育に関すること。

子ども園

- (1) 子ども園の乳児及び幼児の保育・教育に関すること。

保育指導課

給付係

- (1) 私立保育所等の給付に関すること。
- (2) 課内他係に属しないこと。

支援係

- (1) 保育所、子ども園等の保育及び教育の内容に関すること。
- (2) 保育所、子ども園等の運営指導に関すること。

男女共同参画課

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画推進会議に関すること。
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- (4) 男女共同参画推進センターに関すること。

子ども総合センター 子育て支援課

管理調整係

- (1) 子ども総合センターの維持及び管理に関すること。
- (2) ひろば型一時保育サービスの利用申請に関すること（子ども総合センターに属するものに限る。）。
- (3) 子ども総合センター内他課に属しないこと。

- (4) 課内他係に属しないこと。

発達支援係

- (1) 子どもの心身の障害及び発達に関する相談及び支援に関すること。
- (2) 障害児のサービス等利用計画及び障害児支援利用計画に関すること。
- (3) 児童発達支援（児童発達支援センター）に関すること。
- (4) 放課後等デイサービスに関すること。
- (5) 保育所等訪問支援に関すること。
- (6) 障害幼児一時保育サービスに関すること。
- (7) 在宅の心身障害児等に対する訪問支援に関すること。

子育て支援係

- (1) 地域の子育て支援に関すること。
- (2) 家庭及び地域の教育力の向上に関すること。
- (3) 子育てに係る意識の普及啓発に関すること。
- (4) ひろば型一時保育サービスに関すること（子ども総合センターに属するものに限る。管理調整係に属するものを除く。）。
- (5) 子どもの遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子どもの健全な育成並びに相談及び支援に関すること。
- (6) 学童クラブ（別に指定するものに限る。）に関すること。
- (7) 新宿区の区域内（以下「区内」という。）において子育ての支援等に資する活動を行う団体等の育成に関すること。
- (8) 前号の団体等と関係機関とのネットワークの形成に関すること。

児童館運営係

- (1) 児童館事業（指定児童館に係る事業を含む。）の総合調整に関すること。
- (2) 学童クラブの総合調整に関すること。
- (3) 子どもの居場所づくりに関すること。
- (4) 放課後子どもひろばの総合調整に関すること。

児童館

- (1) 子どもの遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子どもの健全な育成並びに相談及び支援に関すること。
- (2) 学童クラブ（別に指定するものに限る。）に関すること。
- (3) 児童館の維持及び管理に関すること。

子ども総合センター 子ども相談支援課

事業係

- (1) 要保護児童対策地域協議会の運営に関すること。
- (2) 子育て短期支援事業、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業に関する
こと。
- (3) 子ども家庭支援センターの維持及び管理の総括に関すること。
- (4) 課内他係に属しないこと。

総合相談第一係

- (1) 子ども及びその家庭に関する総合相談及び支援並びに区長が別に定める相談事
業の実施及び調整に関すること。
- (2) 子ども家庭支援センターで提供するサービスの総合調整に関すること。
- (3) 要保護児童対策地域協議会に関すること（事業係に属するものを除く。）。

総合相談第二係

- (1) 児童相談体制の整備に関すること。
- (2) 児童相談所の移管に関すること。
- (3) 子ども及びその家庭に関する総合相談及び支援並びに区長が別に定める相談事
業の実施及び調整に関すること。

子ども家庭支援センター

- (1) 子ども及びその家庭に関する総合相談及び支援に関すること。
- (2) 子育てに係る意識の普及啓発に関すること。
- (3) 区内において子育ての支援等に資する活動を行う団体等の育成に関すること。
- (4) 前号の団体等と関係機関とのネットワークの形成に関すること。
- (5) 子どもの遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子どもの健全な育成並びに
相談及び支援に関すること。
- (6) 学童クラブ（別に指定するものに限る。）に関すること。
- (7) ひろば型一時保育サービスに関すること（別に指定する子ども家庭支援センタ
ーに限る。）。
- (8) 子ども家庭支援センターの維持及び管理に関すること。

5-2 各課の事業概要

【子ども家庭課】

1 次世代育成支援に向けた取組

(1) 次世代育成協議会(※)の運営(予算額 2,242千円)

安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備と、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

令和7年度は、「新宿区子ども・子育て支援事業計画(第三期)」(令和7年度～令和11年度)に基づいた様々な次世代育成支援施策について検討・協議を行う。

<次世代育成協議会>

■委員：43人(学識経験者、公募区民、区内関係団体等)

■協議会：協議会を3回開催予定

※次の規定に基づいて設置

- ・次世代育成支援対策推進法第21条「次世代育成支援対策地域協議会」
- ・地方青少年問題協議会法第1条「特別区青少年問題協議会」

(2) 新宿区子ども・子育て支援事業計画の進行管理

「新宿区子ども・子育て支援事業計画(第三期)(令和7年度～令和11年度)」を効果的に推進するため、計画に位置づけた各事業の進捗状況を把握・管理する。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、就学前児童の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みと確保方策を定めるほか、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づく国の「こども大綱」を踏まえ、「新宿区総合計画」の基本政策の一つに掲げる「暮らしやすさ1番の新宿」を目指すため、総合的に子どもと子育て家庭を支援するための施策を推進するものとして策定した。

また、本計画はこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」等を包含するものとして策定している。

本計画に基づき、未来を担う子どもたちが健やかに自分らしく成長できるとともに、誰もが子育てを楽しみながら、生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指して取組を推進している。

(3) 子ども・子育て会議の運営（予算額 1,076千円）

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき「新宿区子ども・子育て会議」を設置し、平成27年度から「子ども・子育て支援事業計画の進捗状況管理」、「特定教育・保育施設種別ごとの利用定員の設定・変更」、「特定地域型保育事業の認可や利用定員の設定・変更」などについて検討・協議を行っている。

<子ども・子育て会議>

■委員：13人（学識経験者、子育て中の区民、子育て支援事業者等）

■会議：年3回程度（開催予定）

2 新宿区子ども未来基金（予算額 27,202千円）

未来を担う子どもの育ちを支援する区民等の自主的な活動を推進する観点から助成及び支援を行うほか、子どもの夢を育む活動や体験を支える取組を行い、子育て家庭の福祉の向上を図るとともに、子どもたちの生きる力を育むために平成28年4月1日に設置した。

3 子どもの施策への参画促進（予算額 45千円）

小・中学生フォーラムを区立小・中学校を会場として実施し、児童・生徒が区政や身の回りのことなど自由なテーマに基づき調べたり考えたりしたことを発表し、区長との意見交換を行う。このような体験を通じて、将来、新宿のまちに関心と愛着を持ち、区政への参画意欲を持つ大人へと成長してもらおうきっかけとすることを目的として実施している。

<令和7年度 小・中学生フォーラム実施予定>

■実施時期：7月・10月

■規 模：4校（小学校3校、中学校1校）で実施

4 子育て情報の発信

(1) まちの子育てバリアフリーの推進（予算額 1,474千円）

① 協力店等普及促進事業

子育てしやすいまちを実現するため、子どもを連れた人が利用しやすい設備やサービスの提供をしている店舗等を、「子育て応援ショップ」として登録し、新宿区地域ポータルサイト「しんじゅくノート」で紹介している。

■登録店舗数：432件

② プッシュ通知による子育て情報の発信

妊娠期から就学前の子どものいる世代を対象に、スマートフォン・アプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」のプッシュ通知機能により、区で実施している様々な子育て情報について配信している。また、このアプリでは、「子育て応援ショッ

プ」に掲載されている店舗等の情報も検索することができる。

■運用開始：平成27年8月

(2) 子育て情報誌「新宿はっぴー子育てガイド」の発行（予算額 5,115千円）

新宿区が実施している子育て支援事業（行政情報）のほか、民間の子育て支援情報、子ども連れの方に役立つお出かけ情報、子育てマップなど、子育てに必要な各種情報を掲載したガイドブックを作成・配付している。

■令和7年度作成部数：7,000部

(3) 子育て応援サイト「はっぴー子育て」の運営

妊娠期から就学前の子どものいる世代を主な対象として、区で実施している様々な子育て情報を載せた子育て情報専門サイトを運用し、区のホームページとリンクすることで、子育て中の区民の利便性を図る。

5 子ども・若者総合相談（予算額 200千円）

子ども・若者を対象とした相談事業を実施している既存の各種相談窓口（17か所）に、「子ども・若者総合相談」の案内を表示し、困難を抱える子ども・若者やその保護者からの相談を受け付けている。

6 子育て支援施策ガイドの作成・配付（予算額 503千円）

支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、「子育て支援施策ガイド」を作成し、学校を通じて区立小・中学生全世帯に配付する。外国語版として、英語・中国語・韓国語・ミャンマー語を電子データで作成しホームページ上で公開している。

7 青少年の健全育成

(1) 青少年健全育成活動（予算額 2,311千円）

① 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くため、法務省の主唱で全国的に実施している。

区では運動の効果的な推進を図るため、関係機関・団体の代表による新宿区推進委員会を組織し、運動を推進している。

■強調期間：7月1日～8月31日（2か月間）

■推進委員会：7機関 55団体

② ピーポ１１０ばんのいえ

子どもが身の危険を感じた時に逃げ込める緊急避難場所として、通学路、公園や塾等の近くにある民家や店舗が協力者となり登録している。区は目印となるステッカーの作成、協力員の登録・辞退等の手続き、マニュアルの送付等を行う。

新宿区、区内4警察署、地区青少年育成委員会等が協力して実施している。

(2) 地区青少年育成委員会活動への支援

① 合同行事等（予算額 1,955千円）

(ア) 会長会等の実施

区内10地区で活動する地区青少年育成委員会の会長と区とが、情報交換及び意思疎通を図ることを目的として開催する。

(イ) 合同研修会等の実施

地区青少年育成委員会の委員を対象に合同研修会を実施し、青少年の健全育成に対する理解と認識を深め、地区リーダーの養成を図ることを目的として開催する。

a 実行委員会

b 合同研修会（講演会、施設見学研修会、実技研修会）

(ウ) 行事支援

地区青少年育成委員会に係わる行事「私たちとお巡りさんとのマラソン大会」について、賞品等の支援を行う。

② 事業助成（予算額 14,610千円）

地区青少年育成委員会等が行う事業に助成金を交付し、青少年の健全育成活動の活性化を図る。

■地区青少年育成委員会への事業助成：10団体

(3) 連携事業の実施

地域の教育力向上を目的として、地域で新たに活動を始めた団体や地域活動の更なる活性化を図ろうとしている団体が実施する青少年の健全育成事業等について、会場確保の協力や事業周知などの支援を行う。

(4) 新宿区保護司会への事業助成（予算額 820千円）

青少年非行防止、地域環境浄化活動・更生保護活動推進のために保護司会の事業に対し助成する。

【児童育成担当課】

1 誕生祝品の支給（予算額 29,528千円）

新たな子どもの誕生を祝い、出産された方と家族に祝意を表するために「誕生祝品」（長野県伊那市及び群馬県沼田市で製作された木のおもちゃなどの木工製品、絵本ガイドブック）を支給し、児童福祉の増進を図る。

【誕生祝品支給実績】

年度	支給総数（件）
4	2,010
5	1,876
6	1,803

2 経済的な支援

(1) 手当の支給

① 児童手当【国制度】（予算額 4,536,045千円）

生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図ることを目的として、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している人に手当を支給する。

（令和6年10月より所得制限の撤廃、支給期間の延長、多子加算の支給額増等の法改正あり。）

【児童手当支給状況】

年度	受給者数（人）	児童数（人）
4	13,687	19,833
5	13,505	19,707
6	21,189	30,722

② 児童扶養手当、特別児童扶養手当【国制度】（予算額 577,391千円）

児童の生活保障と福祉の増進を目的とした制度で、所得制限がある。

(ア) 児童扶養手当

「18歳に達した日以後の最初の3月31日までの父又は母と生計を同じくしていない児童（又は20歳未満の中度以上の障害を有する児童）で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が重度の障害の状態にあるなどの状況にある児童」を養育している人に支給する。（請求者及び児童が公的年金を受けている場合など、支給制限あり）

(イ) 特別児童扶養手当

「20歳未満で、愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級程度、日常生活に著しい制限を受ける疾病・精神障害を有する児童」を養育している人に支給する。（対象児童が障害を理由とする公的年金を受けている場合など、支給制

限あり)

【児童扶養手当・特別児童扶養手当支給状況】

年度	児童扶養手当		特別児童扶養手当	
	受給者数(人)	児童数(人)	受給者数(人)	児童数(人)
4	1,203	1,576	146	148
5	1,149	1,486	150	153
6	1,100	1,416	145	147

③ 児童育成手当【都制度】(予算額 381,627千円)

児童福祉の増進を目的とした制度で、所得制限がある。

(ア) 育成手当

「18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給する。

(イ) 障害手当

「20歳未満で愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給する。

【児童育成手当支給状況】

年度	総数(人)	育成手当	障害手当
4	1,714	1,609	105
5	1,658	1,550	108
6	1,601	1,493	108

(2) 子ども医療費助成【区独自制度】(予算額 1,594,915千円)

18歳(令和4年度までは15歳)に達した日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成することにより、子どもの健全育成と児童福祉の増進を図る(所得制限なし)。令和5年度より対象年齢を18歳に達した日以後の最初の3月31日まで拡大。

【子ども医療費助成支給状況】

年度	認定者数(人)	助成件数(件)	助成金額(医療費)
4	31,724	506,627	1,243,796,207円
5	36,490	638,611	1,554,905,628円
6	36,420	638,856	1,540,868,663円

(3) 助産施設への入所【国制度】（予算額 10,401千円）

児童福祉法第22条第1項の規定に基づき、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院して出産することができない場合、指定する助産施設で出産することができる制度で、区内では、東京山手メディカルセンター、聖母病院の2か所が助産施設となっている。

【助産施設への入所人員】

年度	入所人員（人）
4	20
5	12
6	7

3 ひとり親家庭等の福祉

(1) 母子家庭・父子家庭・寡婦の福祉

① 相談事業（予算額 35千円）

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の悩みごと（住宅・就労・子育て等）の相談及び情報提供を行っている。

【母子・父子自立支援員の相談受付状況件数】

年度	生活一般					
	総数 (件)	住宅	医療	家庭紛争	就職	その他
4	3,542	745	659	379	788	971
5	3,341	713	512	450	890	776
6	3,220	793	653	503	791	480

年度	児 童					
	総数 (件)	養育	教育	非行	就職	その他
4	1,845	872	540	15	5	413
5	1,723	1,108	463	3	1	148
6	1,623	893	635	7	0	88

年度	生活援助							
	総数 (件)	母子・父子 福祉資金	女性福祉 資金	遺族 年金	児童扶養 手当	生活 保護	税	その他
4	1,900	257	0	6	408	595	16	618
5	1,757	173	0	1	358	599	14	612
6	2,141	402	0	5	811	612	13	298

年度	その他					
	総数 (件)	売店 設置	たばこ 販売	ひとり親 世帯住宅	休養 ホーム	母子生活 支援施設
4	2,823	0	0	112	972	1,739
5	3,344	0	0	275	981	2,088
6	3,152	0	0	219	1,019	1,914

② 東京都母子及び父子福祉資金の貸付【都制度】(予算額 2,442千円)

都内に6か月以上居住するひとり親世帯に対し、生活設計の一助として資金を貸付ける。事業開始、技能習得、医療介護、生活、就職支度、修学、就学支度などの種類がある。

【母子及び父子福祉資金の貸付件数】

年度	総計 (件)	事業 開始	事業 継続	修学	技能 習得	修業	就職 支度	医療 介護	生活	住宅	転宅	就学 支度	結婚
4	6	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0
5	5	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0
6	10	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	5	0

(2) ひとり親家庭への支援

① ひとり親家庭等医療費助成【都制度】(予算額 71,054千円)

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は、20歳未満）を扶養しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成する。（所得制限あり）

【ひとり親家庭等医療費助成事業実績】

年度	受給世帯数	受給者数	支払件数	支払金額（医療費）
4	1,099	1,480	24,681	69,621,232円
5	1,091	1,095	22,091	64,199,858円
6	1,059	1,064	20,889	61,214,602円

② **ひとり親世帯への都電・都バス・都営地下鉄無料乗車券の交付【都制度】**

児童扶養手当受給世帯に、都営交通機関を無料で利用できるパスを発行する。

【無料パス発行実績】

年度	発行枚数
4	717
5	630
6	661

③ **ひとり親家庭休養ホーム【区独自制度】（予算額 5,346千円）**

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭のレクリエーションと休養のため、区で指定した施設を無料または低額な料金で利用できる。

【ひとり親家庭休養ホーム利用実績】

年度	助成世帯数	助成人数
4	758	1,724
5	801	1,687
6	811	1,710

④ **ひとり親家庭への家事援助者雇用費助成【区独自制度】（予算額 2,972千円）**

義務教育修了前の子どもを扶養しているひとり親家庭の親、又は子どもが一時的な疾病などにより日常生活に支障をきたしたとき、家事援助者を雇う費用を助成する。

【ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業実績】

年度	助成世帯数	助成延日数
4	44	109
5	33	59
6	33	86

⑤ **母子家庭等自立支援給付事業【国制度】（予算額 4,917千円）**

ひとり親家庭の親の就労を促進するために、20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭で、児童扶養手当受給者または同様の所得水準の人に対し、事前申請した指定訓練講座の受講修了後に受講料の60%相当額を支給する。また、看護師、介護福祉士等就職に有利な資格を取得するために、養成機関において6カ月以上のカリキュラムを修業している人には上限4年間、訓練促進給付金を支給する。

【母子家庭等自立支援給付事業実績】

年度	教育訓練給付金支給件数	高等職業訓練促進給付金支給件数
4	2	2
5	2	5
6	0	3

⑥ 自立促進・生活向上支援事業【区独自制度】（予算額 4,882千円）

ひとり親家庭の育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般にかかる相談に応じ、就労支援を含めた必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供を行う。また、ひとり親家庭や今後ひとり親家庭になる方に対し、ひとり親支援施策、相談窓口等の情報をまとめたひとり親家庭向けリーフレット（ひとり親家庭サポートガイド）を作成する。

さらに、養育費の取り決めに要する公正証書の作成や家庭裁判所等の裁判所への申し立ての費用の一部及び弁護士への相談料の一部を助成する養育費確保支援事業を行う。

【養育費確保支援事業実績】 令和4年度新規事業

年度	総数			弁護士相談 (内数)
	(件)	公正証書作成	裁判所申立	
4	7	6	1	4
5	7	6	1	5
6	7	6	1	3

(3) 母子生活支援施設への入所（予算額 170,760千円）

母子生活支援施設は、児童福祉法第23条第1項に基づき、18歳未満の児童を扶養する母子家庭で児童の養育が十分にできない場合、母子をともに入所させて保護するとともに、自立促進のための生活支援を行うことを目的とする施設である。

【母子生活支援施設入所世帯数・人員】 各年度4月1日現在

年度	施設室数		世帯数	人員
	区立	その他		
5	10室	20室	21	52
6	10室	20室	19	45
7	10室	20室	11	28

(4) 家庭相談（予算額 5,946千円）

家庭相談員が、家庭生活の人間関係全般に関する相談（婚姻・離婚・認知等）及び調停申し立てや法律相談の前の問題整理を行っている。

【家庭相談実績】

年度	総数 (件)	人間関係	戸籍関連	家庭経済	就業関係	その他
4	344	83	113	39	19	90
5	299	104	102	37	6	50
6	365	140	106	39	6	74

【保育課、保育指導課】

1 新宿区子ども・子育て支援事業計画の推進

新宿区子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）の進行管理

「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）令和7年度～令和11年度」における教育・保育の量の見込みと確保方策について、検証を行うとともに、計画全体の進捗状況を把握・管理する。

2 多様な保育サービス

(1) 認可保育所（予算額 12,845,791千円）

認可保育所は、保護者が就労や疾病により子どもを保育できないなど、一定の要件を満たす場合に、子どもを預かる児童福祉施設として、児童福祉法に基づき、設備や面積、職員等に関する一定の基準を満たし、都知事の認可を受けた施設である。

区の確認を受けることで、特定教育・保育施設に位置づけられている。

【認可保育所一覧】

■区立認可保育所（11園）※令和7年4月1日現在

(*)園数は本園を含む

名 称	利用 定員	受入月齢	延長 保育	一時保育	病児 保育	休日 保育
弁天町保育園	148人	57日	1時間	空き利用型		
大久保第一保育園	116人	57日	1時間	空き利用型		
東五軒町保育園	174人	57日	1時間	空き利用型		
長延保育園	74人	57日	1時間	空き利用型		
富久町保育園 【公設民営】	164人	43日	3時間	専用室型		30人
西早稲田保育園	79人	57日	1時間	空き利用型		
高田馬場第二保育園	105人	57日	1時間	空き利用型		
戸山第二保育園	111人	57日	1時間	空き利用型		
早稲田南町保育園	78人	57日	1時間	空き利用型		
早稲田南町保育園分園 【公設民営】(*)	143人	57日	1時間	空き利用型		
百人町保育園	85人	57日	2時間	空き利用型		
中落合第二保育園	136人	57日	1時間	空き利用型		

■私立認可保育所（57園）※令和7年4月1日現在

(*) 病児保育は、病後児対応型のみ実施

名 称	利用 定員	受入月齢 (クラス)	延長 保育	一時保育	病児 保育	休日 保育
二葉南元保育園	110人	43日	2時間	専用室型		
至誠会保育園	160人	43日	2時間	空き利用型		
八幡神社愛育園	76人	1歳児クラス	1時間	空き利用型		
獅子吼保育園	80人	1歳児クラス	1時間	空き利用型		
東京母子愛育会保育園	100人	8か月	1時間	空き利用型		
新宿成子坂愛育園	130人	57日	1時間	空き利用型		
新栄保育園	148人	43日	2時間	専用室型		
エイビイシイ保育園	90人	43日	13時間	空き利用型		
原町みゆき保育園	160人	43日	2時間	専用室型	4人	20人
オルト保育園	122人	43日	2時間	専用室型	4人	20人
新宿こだま保育園	105人	43日	2時間	専用室型	4人	
新宿三つの木保育園 もりさんかくしかく	80人	43日	2時間	空き利用型		
ぼけっとランド 市ヶ谷保育園	110人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		
ポピンズナーサリー スクール四ッ谷	61人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		
アスク新宿南町保育園	89人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		
ほっぺるランド神楽坂	121人	57日	2時間	空き利用型		
グローバルキッズ 西落合保育園	96人	57日	2時間	空き利用型		
にじいろ保育園高田馬場西	24人	57日	2時間	空き利用型		
ポピンズナーサリー スクール市ヶ谷	80人	57日	2時間	空き利用型		
にじいろ保育園高田馬場東	72人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		
ニチイキッズ曙橋保育園	65人	57日	2時間	空き利用型		
インターナショナル保育所 まあむ高田馬場駅前園	75人	57日	2時間	空き利用型		
にじいろ保育園高田馬場南	20人	57日	2時間	空き利用型		
太陽の子 新小川町保育園	64人	57日	2時間	空き利用型		
ほっぺるランド新大久保	57人	57日	2時間	空き利用型		
アスク神楽坂保育園	70人	57日	2時間	空き利用型		
キッズタウン下落合保育園	131人	57日	2時間	空き利用型		

名 称	利用 定員	受入月齢 (クラス)	延長 保育	一時 保育	病児 保育	休日 保育
ほっぺるランド牛込	115人	57日	2時間	空き利用型		
グローバルキッズ若葉園	42人	57日	2時間	空き利用型		
グローバルキッズ神楽坂園	60人	57日	2時間	空き利用型		
下落合そらいろ保育園	80人	6か月	2時間	空き利用型		
アスクバイリンガル 保育園薬王寺	74人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		
アイグラン保育園落合	117人	43日	2時間	空き利用型		
グローバルキッズ愛住町園	80人	57日	2時間	空き利用型		
グローバルキッズ西新宿園	51人	57日	2時間	空き利用型		
ほっぺるランド北新宿	60人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		
ほっぺるランド 早稲田鶴巻町	60人	57日	2時間	空き利用型		
ほっぺるランド上落合	96人	57日	2時間	空き利用型		
アスクバイリンガル 保育園北新宿	80人	57日	2時間	空き利用型		
キッズガーデン新宿西落合	80人	1歳児クラス	2時間	専用室型		
クオリスキッズ おおくぼ保育園	60人	57日	2時間	空き利用型		
小学館アカデミー 飯田橋ガーデン保育園	60人	57日	2時間	空き利用型		
フロンティアキッズ新宿	48人	57日	2時間	空き利用型		
ウィズブック保育園中落合	66人	57日	2時間	専用室型		
にじいろ保育園西早稲田	67人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		
ぴっころきっず西早稲田	63人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		
フロンティアキッズ曙橋	70人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		
にじいろ保育園四ツ谷	30人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		
アイグラン保育園西新宿	46人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		
きゃんばす東新宿保育園	50人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		
ルーチェ保育園西新宿	36人	57日	2時間	空き利用型		
にじいろ保育園市谷加賀町	66人	57日	2時間	空き利用型		
ポピンズナーサリー スクール西新宿	60人	57日	2時間	空き利用型		
フロンティアキッズ夏目坂	50人	57日	2時間	空き利用型		
AIAI NURSERY 西新宿	60人	57日	2時間	空き利用型		
ソラスト神楽坂保育園	67人	57日	2時間	専用室型		
ニチイキッズ 新宿御苑保育園	45人	1歳児クラス	2時間	空き利用型		

【在籍児童数】

■区立認可保育所 ※各年度4月1日現在

年度	園数	在籍児童数（区外からの受託含む）（人）						
		総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
5	11園	1,244	96	218	225	235	230	240
6	11園	1,200	80	207	224	224	238	227
7	11園	1,184	65	209	230	212	228	240

※園数、在籍児童数には、公設民営を含む。

■私立認可保育所 ※各年度4月1日現在

年度	園数	在籍児童数（区外からの受託含む）（人）						
		総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
5	53園	3,312	236	557	661	644	587	627
6	54園	3,245	233	559	650	630	602	571
7	57園	3,277	211	589	648	633	603	593

① 0歳児保育

母親の産後休暇からの復職に対応するため、生後43日又は57日以降の子どもを保育する（各園の受入月齢は〔認可保育所一覧〕の「受入月齢」欄のとおり）。

② 延長保育

基本開所時間（おおむね午前7時30分から午後6時30分までの11時間）を超えて保育が必要な子どもを保育する（実施園及び延長時間は〔認可保育所一覧〕の「延長保育」欄のとおり）。

③ 障害児保育

すべての認可保育所において、集団保育が可能な障害のある子どもを保育する。定員は、認可保育所ごとの利用定員の範囲内においておおむね2人としている。

④ 年末保育

認可保育所等の休園日である年末のうち、12月29日及び30日（日曜日を除く）に就労により家庭で保育ができない子どもを保育する。区内に在住し、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所等を利用している生後6か月以上の子どもを対象とする。

■令和7年度の実施園：未定（令和6年度は戸山第二保育園において実施）

⑤ 病児保育

病気の回復期にある子どもを、集団保育が困難な期間、一時的に保育する。区内に在住し、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所等を利用している満1歳以上もしくは離乳食完了後の子どもを対象とする（実施園及び定員は〔認可保育所一覧〕の「病児保育」欄のとおり）。

【利用実績】 ※令和6年度のみ、2月までの実績

年度	利用実人員（人）	利用延日数（日）
4	99	180
5	55	82
6	65	90

⑥ 休日保育

認可保育所等の休園日である日曜日と祝日等に、就労により家庭で保育ができない場合に子どもを保育する。区内に在住し、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所等を利用しており、かつ離乳食が完了し幼児食に移行している子どもを対象とする（実施園及び定員は〔認可保育所一覧〕の「休日保育」欄のとおり）。

【利用実績】 ※令和6年度のみ、2月までの実績

年度	休日保育対象延日数（日）	利用延人員（人）
4	198	1,297
5	201	1,417
6	181	1,217

⑦ 一時保育

一時的に保育が必要となった子ども（生後6か月から就学前）を保育する。

該当するクラスの定員に空きがある場合に利用できる「空き利用型」と、専用室で子どもを預かる「専用室型」がある。利用日数の上限は、「空き利用型」は同一月内で5日、「専用室型」は同一月内で5日または7日とし、緊急の事情がある場合はこれらの日数を超えて利用できることとしている。

※裁判員として裁判に従事する場合は、区立園で生後57日以上から保育する。

（各園の実施区分は〔認可保育所一覧〕の「一時保育」欄のとおり）

【利用実績】 ※令和6年度のみ、2月までの実績

年度	利用延人員（人）			
	専用室型		空き利用型	
		緊急一時		緊急一時
4	4,813	170	1,109	30
5	5,041	182	1,480	40
6	3,811	66	2,275	37

⑧ 定期利用保育

保護者の就労等により、定期的に保育が必要な子どもを保育する。定期利用保育には、定員及び保育室に余裕のある、認可保育所において実施する「空き保育室型」と、定期利用保育・一時保育専用の保育室がある認可保育所において実施する「専用室型」の2種類がある。

【利用実績】 ※令和6年度のみ、2月までの実績

年度	利用延人員（人）	
	専用室型	空き保育室型
4	326	93
5	666	69
6	461	180

⑨ 子育て相談

子どものしつけや食事等、子育てについての悩みや不安の解消を図るため、園長をはじめ、栄養士、看護師が相談を受け付ける。このほか、一部の園では、未就園児の遊び場開放なども実施している。

(2) 認定こども園（予算額 4,047,419千円）

認定こども園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、都知事の認定又は認可を受けた施設である。

幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、0歳から就学前までの子どもの成長と発達を見据えた一貫した教育・保育を行うとともに、地域のすべての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的としている。

区の確認を受けることで、特定教育・保育施設に位置づけられ、代理受領として給付を受ける対象となる。

【認定こども園一覧】 ※「利用定員」は幼稚園機能と保育園機能の合計

■区立認定こども園（10園） ※令和7年4月1日現在

名 称	利用定員	受入月齢	延長保育	一時保育	未就園児親子の交流事業
四谷子ども園	167人	57日	2時間	専用室型	月曜日～土曜日 9:00～15:00
あいじつ子ども園	186人	57日	1時間	専用室型	火曜日（不定期） 10:15～11:15
西新宿子ども園	140人	57日	1時間	専用室型	金曜日 10:00～11:00
柏木子ども園 （分園方式）	121人	57日	1時間	専用室型 （乳児園舎）	水曜日 10:30～11:30
おちごなかい子ども園 （分園方式）	128人	57日	1時間	専用室型 （乳児園舎）	火曜日 10:00～11:30
大木戸子ども園	219人	57日	1時間	専用室型	水曜日 10:00～11:30
しなのまち子ども園	116人	57日	1時間	空き利用型	水・金曜日 10:00～11:30
戸山第一子ども園	110人	57日	1時間	空き利用型	火・木曜日 10:45～11:45 14:30～15:30
西落合子ども園	115人	57日	1時間	空き利用型	水曜日 9:45～10:45
北新宿子ども園	116人	57日	1時間	空き利用型	木曜日 10:00～11:15

■私立認定こども園（7園） ※令和7年4月1日現在

(*）園数は本園に含む

名 称	利用定員	受入月齢	延長保育	一時保育	病児保育	未就園児親子の交流事業
しんえい子ども園 もくもく	161人	43日	2時間	専用室型		水曜日（不定期） 10:00～11:15
ChaCha Children Higashitoyama	170人	43日	2時間	専用室型		不定期・時間未定
大久保わかくさ 子ども園	119人	43日	2時間	専用室型		第3水曜日 10:00～11:15
富久ソラのこども園 ちいさなうちゅう	164人	43日	2時間	専用室型		不定期・時間未定
富久ソラのこども園 ちいさなうちゅう 分園(*)	48人	43日	2時間	空き利用型		不定期・時間未定
新宿せいが 子ども園	177人	43日	2時間	専用室型		不定期・時間未定
しんじゅくいるま こども園	143人	43日	2時間	専用室型	4人	不定期・時間未定
認定こども園 新宿ベアーズ	87人	57日	2時間	空き利用型		月・火・水・金曜日 9:00～10:30

【在籍児童数】 ※幼稚園機能と保育園機能の合計

■区立認定こども園 ※各年度4月1日現在

年度	園数	在籍児童数（区外からの受託含む）（人）						
		総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
5	10園	1,181	73	185	191	209	243	280
6	10園	1,118	70	169	192	194	242	251
7	10園	1,086	52	179	199	204	206	246

■私立認定こども園 ※各年度4月1日現在

年度	園数	在籍児童数（区外からの受託含む）（人）						
		総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
5	7園	904	56	152	154	185	172	185
6	7園	880	56	149	161	164	182	168
7	7園	884	66	139	158	181	162	178

① 0歳児保育

母親の産後休暇からの復職に対応するため、生後43日又は57日以降の子どもを保育する（各園の受入月齢は〔認定こども園一覧〕の「受入月齢」欄のとおり）。

② 延長保育

基本開所時間（おおむね午前7時30分から午後6時30分までの11時間）を超えて保育が必要な子どもを保育する（実施園及び延長時間は〔認定こども園一覧〕の「延長保育」欄のとおり）。

③ 障害児保育

すべての認定こども園において、集団保育が可能な障害のある子どもを保育する。定員は、認定こども園ごとの利用定員の範囲内においておおむね2人（区立認定こども園はおおむね4人）としている。

④ 病児保育

病中または病気の回復期にある子どもを、集団保育が困難な期間、一時的に保育する。区内に在住し、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所等を利用している満1歳以上もしくは離乳食完了後の子どもを対象とする（実施園及び定員は〔認定こども園一覧〕の「病児保育」欄のとおり）。

【利用実績】 ※令和6年度のみ、2月までの実績

※病児・病後児の合計人数

年度	利用実人員（人）	利用延日数（日）
4	81	157
5	192	342
6	230	390

⑤ 一時保育

一時的に保育が必要となった子ども（生後6か月から就学前）を保育する。

該当するクラスの定員に空きがある場合に利用できる「空き利用型」と、専用室で子どもを預かる「専用室型」がある。利用日数の上限は、「空き利用型」は同一月内で5日、「専用室型」は同一月内で5日または7日とし、緊急の事情がある場合はこれらの日数を超過して利用できることとしている。

※裁判員として裁判に従事する場合は、区立園で生後57日以上から保育する。

（各園の実施区分は〔認定こども園一覧〕の「一時保育」欄のとおり）

【利用実績】 ※令和6年度のみ、2月までの実績

年度	利用延人員（人）			
	専用室型		空き利用型	
		緊急一時		緊急一時
4	7,821	51	165	0
5	7,971	80	359	0
6	6,796	102	526	15

⑥ 定期利用保育

保護者の就労等により、定期的に保育が必要な子どもを保育する。定期利用保育・一時保育専用の保育室がある認定こども園において実施する。

【利用実績】 ※令和6年度のみ、2月までの実績

年度	利用延人員（人）				
	おちごなかい 子ども園	大木戸 子ども園	柏木 子ども園	西新宿 子ども園	しんえい 子ども園 もくもく
4	381	561	378	253	395
5	220	202	52	533	413
6	0	79	167	320	229

⑦ 子育て相談

子どものしつけや食事等、子育てについての悩みや不安の解消を図るため、園長をはじめ、栄養士、看護師が相談を受け付ける。このほか、一部の園では、未就園児の遊び場開放なども実施している。

⑧ 未就園児親子の交流事業

子育て中の親子が交流できる場として、施設を開放している。親子が自由に遊びながら、子ども同士が触れ合ったり、子育て中の人との出会いの場となったりしている。また、参加型の行事や乳幼児に関する講座なども開催している。

(3) 地域型保育事業等

① 小規模保育事業等（保育ルーム）（予算額 62,482千円）

小規模保育事業は、2歳児クラスまでの子どもを対象に、家庭に近い雰囲気のもとで保育を行う事業である（定員6～19人）。新宿区では、保育ルームにおいて規模の特性を生かしたきめ細かな保育を実施してきた。

保育ルーム「えどがわ園」は、開設当初は、待機児童対策の一環として1～2歳児の小規模保育事業と、3～5歳児の認可外保育事業を併せて実施していたが、令和5年度から対象年齢を毎年1歳ずつ引き上げ、令和9年度末で事業を終了することとしている。これにより、令和7年度は、区の独自事業として3～5歳児の認可外保育事業を実施している。

【保育ルーム】 ※令和7年4月1日現在

（令和9年度末で事業終了）

名 称	定員	対象年齢 (クラス)	延長 保育	一時 保育	連携施設
保育ルームえどがわ園	18人	3～5歳児	1時間	空き利用型	—

【在籍児童数】 ※各年度4月1日現在

年度	園数	在籍児童数（人）					
		総 数	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
5	4園	29	10	11	2	1	5
6	4園	21	—	19	2	0	0
7	1園	7	—	—	6	1	0

② 事業所内保育事業（予算額 141,348千円）

事業所内保育事業は、企業等が設置する保育施設において、従業員の子どものほか、新宿区に在住する子どもを保育する事業である。なお、定員の設定にあたっては、従業員の子どもが利用する従業員枠のほか、新宿区に在住する子どもが利用する地域枠を定めている。

【事業所内保育事業所】 ※令和7年4月1日現在

名称	定員		対象年齢	延長保育	連携施設 (地域枠のみ)
	地域枠	従業員枠			
もみの樹園 事業所内保育所	地域枠	20人	0～2歳児	1時間	下落合そらいろ保育園 ほっぺるランド上落合
	従業員枠	10人			
とちょう保育園	地域枠	24人	0～2歳児	4時間	認定こども園新宿ベアーズ
	従業員枠	24人			
キッズパオ防衛省 市ヶ谷保育園	地域枠	7人	0～2歳児	1時間	アスクバイリンガル保育園 薬王寺
	従業員枠	23人			

【在籍児童数】 ※各年度4月1日現在

年度	園数	区分	在籍児童数（人）			
			総数	0歳児	1歳児	2歳児
5	3園	地域枠	40	8	12	20
6	3園	地域枠	33	2	13	18
7	3園	地域枠	32	2	13	17

③ 家庭的保育事業（予算額 15,046千円）

家庭的保育事業は、保育士、保健師などの資格を有し、区長の認定を受けた家庭的保育者（保育ママ）が、保育を要する子どもを自宅で預かる事業である。

【家庭的保育事業】 ※令和7年4月1日現在

種別	名称	定員	受入年齢
家庭的保育者	井上さん	3人	生後5週以上3歳未満まで（継続の場合は3歳に達した日以降の3月31日まで）
	田口さん	5人	

④ 居宅訪問型保育事業（予算額 42,506千円）

居宅訪問型保育事業は、保護者の就労等により保育を必要とする子どもの居宅に保育士等が訪問し、一対一の保育を提供する事業である。子どもの障害・疾患などで個別のケアを必要とし、集団保育が著しく困難である子どもを保育する「居宅訪問型保育事業（障害児対応型）」と、認可保育園や認定こども園等に入園申込みをしたにもかかわらず、入園できなかった子どもを保育する「居宅訪問型保育事業（待機児童型）」がある。

【居宅訪問型保育事業】 ※令和7年4月1日現在

事業名	事業所名	事業者名	主な対象者
居宅訪問型保育事業 (障害児対応型)	障害児訪問保育 アニー	認定 NPO 法人フローレンス	1歳～就学前の 重症心身障害児等
居宅訪問型保育事業 (待機児童型)	ポピンズ ナニーサービス	株式会社 ポピンズファミリーケア	57日～2歳児
	つなぐん	サンフラワー・A株式会社	
	ル・アンジェ 訪問保育サービス	ル・アンジェ株式会社	

(4) 認証保育所 (予算額 400,220千円)

大都市の多様な保育ニーズに対応するため、東京都が独自の基準を定めて認証した施設である。全施設で0歳児保育、13時間以上の開所を実施するなど、認可保育所にはない特長がある。

【認証保育所】 (5か所) ※令和7年4月1日現在

名称	定員 (人)	受入年齢
ポピンズナーサリースクール早稲田	56	57日～就学前
北新宿雲母保育園	40	57日～就学前
メリーポピンズ神楽坂ルーム	24	57日～2歳児
ぽっぽのいえほいくえん	40	43日～就学前
ぽけっとランド信濃町	40	57日～就学前

【利用実績】 ※各年度4月1日現在

年度	施設数	利用児童数 (管外保育所利用者を含まず) (人)				
		総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
5	10園	200	17	54	63	66
6	8園	165	12	39	51	63
7	5園	123	15	33	33	42

3 適切な保育基盤整備の推進

(1) 地域の保育ニーズに応じた基盤整備の推進

「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の保育ニーズに応じた保育施設等の整備を適切に進めることにより、待機児童ゼロの継続と保育環境の一層の充実を図る。

(2) 認証保育所認可化移行支援事業（予算額 275千円）

認可化移行を希望する認証保育所の認可保育所への整備を進めることにより、待機児童ゼロの継続と、保育環境の一層の充実を図る。また、移行にあたって、必要と認められる場合に財務審査等の支援を行う。

4 利用者、事業者等への支援

(1) 幼児教育・保育の無償化

保育を必要とする事由に該当し、教育・保育給付認定を受けた3～5歳児クラスの子ども及び非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもが、認可保育所や認定こども園等を利用する場合に、基本保育料を無償としている。

このほか、施設等利用給付認定を受けた子どもが、対象となる認証保育所、認可外保育施設、一時保育事業、ひろば型一時保育事業等を利用した場合に、施設等利用費を給付することで、一定の上限額の範囲で無償化を実施している。

(2) その他の経済的負担軽減

① 認可保育所・認定こども園〔保育園機能〕・地域型保育事業

多子世帯等の子育てにかかる負担を軽減するため、東京都保育所等利用多子世帯負担軽減事業の補助金を活用し、生計を一にする2人以上の子どもがいる世帯の0～2歳児クラスの子どもが第2子目以降にあたる場合は、基本保育料を全額公費負担としている。

また、ひとり親世帯又は同一世帯に障害者（児）がいる世帯で、世帯の区（市町村）民税所得割額が16万円未満の世帯の0～2歳児クラスの子どもの基本保育料は、第1子目にあたる場合は5割減額、第2子目以降にあたる場合は全額公費負担としている。

このほか、国が無償化の対象外としている認可保育所、認定こども園〔保育園機能〕等の3～5歳児クラスの子どもにかかる食材料費について、一定の上限額の範囲で区が負担している（国が免除対象としている子どもを除く。）。

② 認証保育所

新宿区に住民登録している子どもが認証保育所を利用した場合に、0～2歳児クラスは認証保育所保育料と認可保育所等保育料との差額（上限あり）を、3～5歳児クラス（0～2歳児クラス非課税世帯含む）は認証保育所保育料と施設等利用費との差額（上限あり）を助成している。

③ その他の認可外保育施設

認可保育所等の入園が不承諾となった子どもが入園を待機する間、一定の基準を満たした認可外保育施設を利用した場合に、0～2歳児クラスは認可外保育施設保育料と認可保育所等保育料との差額（上限あり）を、3～5歳児クラス（0～2歳児クラス非課税世帯含む）は認可外保育所保育料と施設等利用費との差額（上限あり）を助成している。

(3) 保育サービス充実のための支援

① 認可保育所等の在籍児童等への日本語サポート

言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決し、子どもがよりよい園生活を送れるよう、また、保護者との円滑なコミュニケーションが図られるよう、園行事などで日本語の支援や通訳の派遣を行う。

② 障害児等巡回保育相談

各施設での適切な障害児保育の実施を目的に、臨床心理士等が施設を訪問し、保育者に助言を行う。

③ 保育士確保事業

私立認可保育所、私立認定こども園等における保育士の確保、離職防止を目的として、保育従事職員の資格取得支援事業、宿舍借り上げ支援事業、保育士就職相談・面接会、処遇改善としてのキャリアアップ補助事業を実施している。

【男女共同参画課】

1 男女共同参画啓発活動（予算額 8,122千円）

男女共同参画に対する区民の関心と意識を高め、区民の交流を促進する講座等を開催する。また、男女共同参画情報誌を作成・発行する。

(1) 男女共同参画フォーラム

男女共同参画社会の実現に向け、区民による実行委員会方式でフォーラムを企画・運営する。

■開催時期：令和8年2月予定（四谷区民ホール）

■内 容：基調講演等

(2) 男女共同参画講座

男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画意識の向上を図るための講座を運営委員と協働で開催する。

■実施規模：4回開催予定

■対 象：区内在住・在勤・在学

(3) 「性と生」の講座

性の問題を通して、男女共同参画の意識を高めるための講座を運営委員と協働で開催する。

■実施規模：2回開催予定

■対 象：区内在住・在勤・在学者

(4) ウィズ新宿と区民団体との連携講座

男女共同参画に対する区民の意識を高め、区民相互の交流を促進するため、公募により共催で講座を開催する。

■実施規模：6回開催予定

(5) 働く女性応援講座

働く女性を支援するため、講座を開催する。

■実施規模：4回開催予定

■対 象：区内在住・在学で子育て中等の女性

(6) 男性対象講座

男性を対象に、性別による役割分担意識をなくし、男女共同参画の意識を持つための講座を開催する。

■実施規模：2回開催予定

■対象：区内在住・在勤・在学者（主に男性）

(7) 若者応援講座

若者を対象に、男女共同参画社会の必要性についての認識を深めるための講座を開催する。

■実施規模：2回開催予定

■対象：区内在住・在勤・在学のおおむね20代～30代の方

(8) その他啓発講座

男女共同参画社会の実現に向けて、幅広い情報を提供し、区民ニーズにあった講座を開催する。

■実施規模：3回開催予定

■対象：区内在住・在勤・在学者

(9) 情報誌の編集・発行

男女共同参画に関する情報誌「ウィズ新宿」を、一般公募による編集委員と協働で作成・発行する。

■実施規模：編集講座2回開催予定

■編集委員会：6回程度開催予定

■発行部数：各号5,000部（年2回発行）

(10) 小学校高学年向け啓発誌

小学校高学年（5年生）を対象に、男女共同参画啓発誌を配付し、学習素材として活用する。

(11) 中学生向け啓発誌

令和4年度に発行した男女共同参画啓発誌を改訂して、中学2年生を対象に配付し、学習素材として活用する。

(12) 多様な性の理解促進に向けた啓発グッズ

啓発用のポケットティッシュを作成し、男女共同参画週間（6月23日～6月29日）に区役所本庁舎の窓口や特別出張所等で配布する。

(13) 性犯罪・性暴力の撲滅に向けた周知啓発

国や都が実施する痴漢撲滅キャンペーンに合わせて、性犯罪・性暴力の撲滅に向けた普及啓発を行う。

2 配偶者等からの暴力の防止（予算額 4,929千円）

配偶者等からの暴力防止に向けて、ドメスティック・バイオレンス（DV）について普及啓発するために、講座を開催する。また、平成29年10月から開始した配偶者暴力相談支援センター事業では、相談から自立までの支援を行い、被害者支援体制のさらなる充実を図る。

(1) DV防止啓発講座

■実施規模：3回開催予定（うち1回はデートDVに関する講座）

(2) 配偶者暴力相談支援センター事業（DV相談ダイヤル）

配偶者や恋人等の親密なパートナーからの暴力（DV）被害に関する相談

■相談日：月～金曜日の9時～17時

■相談方法：電話相談

【相談件数】

年度	延べ相談件数	DV専門ダイヤル着信件数	証明書発行件数
4	667件	291件	22件
5	621件	485件	23件
6	675件	406件	27件

3 職場における男女共同参画の推進（予算額 10,892千円）

男女平等の職場づくりや仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を、ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定するなど、働きやすい職場環境づくりを推進する。また、区内中小企業において、男性の育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組みを行っている事業者に対して、支給要件を満たした場合、奨励金を支給する。

(1) 「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の認定

申請に基づき、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定する。

(2) 企業向け啓発セミナー・勉強会

■実施規模：6回開催予定

(3) コンサルタントの派遣

■実施規模：事前ヒアリング30回、コンサルタントの派遣30回予定

(4) パパサポート企業奨励金の支給

■育児休業コース

①主な支給要件

区内中小企業において、男性従業員が以下の日数の育児休業を取得
1人目：連続5日以上 2人目：連続10日以上 3人目：連続14日以上

②支給額

1人目：20万円 2・3人目：10万円

■育児短時間コース

①主な支給要件

区内中小企業において、男性従業員が連続20日以上の子短時間勤務制度
を利用

②支給額

10万円

(5) 介護サポート企業奨励金の支給

■介護休業コース

①主な支給要件

区内中小企業において、従業員が14日以上の子介護休業を取得

②支給額

15万円

■介護短時間コース

①主な支給要件

区内中小企業において、従業員が20日以上の子短時間勤務制度を利用

②支給額

10万円

4 しんじゅく女性団体会議の運営（予算額 402千円）

区内女性団体の交流を促進し、女性団体相互の連携を図るとともに、あらゆる分野
における女性のリーダーの育成等、女性の地位向上に関わる問題解決に向けた活動を行
う。

■構成員：15人

■定例会・研修会：6回開催予定

5 情報提供（予算額 2,900千円）

男女共同参画に関する情報を収集・提供する。

■蔵書数等：図書11,839冊、資料2,810冊、DVD141本

■図書貸出（センター所蔵分）：11,828冊（令和6年度末）

6 総合相談（予算額 10,931千円）

(1) 悩みごと相談室

専門相談員がさまざまな悩みの相談を受け、問題解決に向けて助言を行う。

■相談日：月曜日～土曜日の10時～16時（休館日を除く）

■相談方法：電話相談（随時）、面接相談（予約制）

※令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、面接相談中止

【相談件数】

年度	件数
4	1,926件
5	1,942件
6	1,868件

(2) 女性問題に関する相談機関連携会議

女性問題に関する相談機関の連携強化を図り、女性に対する暴力をはじめ、複雑・多様化する女性問題の相談に対応するため、女性問題に関する相談機関連携会議を設置・運営する。

■実施規模：3回開催予定

7 男女共同参画推進センターの管理運営（予算額 13,506千円）

男女共同参画推進センターは、女性の地位向上と社会参加を促進し、男女共同参画社会の実現を図るために、学習・交流・連帯の場として設置した施設である。平成16年4月施行の男女共同参画推進条例によって、事業者や地域団体の男女共同参画の推進に向けての取組を支援する拠点施設としても位置付けている。

【施設概要】

名称	所在地	規模	施設内容	開設年月日
男女共同参画推進センター 愛称「ウィズ新宿」	荒木町16番地	土地 212.27 m ² 建物 523.49 m ² 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階	会議室 交流コーナー 相談室 事務室 図書資料室 ワーク室	昭和58年1月20日

【使用料】

区分	午前	午後	夜間
	9時～12時	13時～17時	18時～20時
会議室	800円	1,200円	1,600円

8 男女共同参画推進会議の運営（予算額 646千円）

男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議する。

■委 員：15名（学識経験者、公募区民、区内関係団体等）

■全 体 会：4回開催予定

9 若者のつどい（予算額 6,563千円）

20代30代を中心とした若者に、「新宿の魅力」を知ってもらい、地域や行政、企業、団体とのつながりを生むこと、地域参画への意識を高めることを目的としてイベントを開催する。

■開催場所：新宿文化センター

■開催日時：令和7年12月13日（土）

【子ども総合センター 子育て支援課】

1 子ども総合センター、児童館の運営

(1) 子ども総合センター（予算額 178,559千円）

平成23年4月、区内の子育て支援の拠点として、旧東戸山中学校跡地に開設した。子どもと家庭の総合相談、ひろば型一時保育、児童館事業（児童コーナー）、発達支援等の事業を実施するとともに、区内の子ども家庭支援センター（4カ所）、児童館・児童コーナー（20カ所）、学童クラブ（31カ所）、放課後子どもひろば（30カ所）の総合調整を行っている。

名 称	開設年月日	施 設
子ども総合センター	H23. 4. 1	子ども家庭支援コーナー（相談室・一時保育室）、児童コーナー（遊戯室・乳幼児親子の交流スペース・中高生専用スペース）、児童発達支援センター（育成室・指導室・水治訓練室・一時預かり室）など

(2) 児童館（予算額 568,456千円）

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設として区内15か所に設置し、子どもたちに健全な遊び場を提供し、仲間づくりや遊びの指導、各種教室、催し物などを行っている。また、地域の子育て支援策として幼児サークルを実施するとともに、乳幼児親子が安心して集え、身近な子育て相談ができるように、乳幼児親子の居場所づくりを推進している。

名 称	定員	開設年月日	備 考
本塩町児童館	100	H4. 2. 1	地域交流館併設
北山伏児童館	100	S45. 7. 6	ゆったりーの・地域交流館併設
中町児童館	100	S58. 10. 1	子ども園・地域交流館・図書館併設
東五軒町児童館	70	S50. 10. 1	保育園・地域交流館併設
薬王寺児童館	140	S46. 5. 1	保育園・地域ささえあい館併設
早稲田南町児童館	80	S48. 4. 1	保育園・地域交流館併設
富久町児童館	110	S44. 7. 1	保育園併設
百人町児童館	140	S50. 2. 1	保育園・地域交流館併設
高田馬場第一児童館	185	S45. 5. 1	戸塚第三小学校内に併設
高田馬場第二児童館	150	S47. 4. 1	保育園・地域交流館併設
上落合児童館	100	S59. 7. 1	地域交流館併設、民間ビルの1階使用
中井児童館	90	S39. 12. 1	子ども園併設
西落合児童館	165	S48. 5. 1	子ども園・落合三世代交流サロン併設
北新宿第一児童館	90	S41. 5. 1	子ども園・地域交流館・特別出張所・地域センター併設
西新宿児童館	100	H16. 4. 1	旧学校施設内に併設

2 放課後の居場所の運営

(1) 学童クラブ（予算額 2,050,076千円）

保護者の就労や疾病のために家庭で継続的に適切な保護が受けられない小学生に、遊びと生活の拠点を保障するため、児童館内（14カ所）、子ども家庭支援センター内（2カ所）、子ども総合センター内（1カ所）、小学校内（13カ所）、その他公共施設内（1カ所）に学童クラブを設置している。利用区分は、定期利用、学校休業期間利用、土曜日定期利用の3つがあり、必要に応じて選択できる。また、区内の民間学童クラブ（3カ所）について、運営経費の助成を行っている。

【区学童クラブ】(31か所) ※令和7年4月1日現在

名 称	定員	在籍者数(定期利用)						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
信濃町学童クラブ	81	27	16	16	14	2	1	76
本塩町学童クラブ	60	28	27	14	2	0	0	71
四谷第六小学校内学童クラブ	65	16	23	20	1	2	0	62
花園小学校内学童クラブ	56	10	1	2	1	1	0	15
北山伏学童クラブ	120	41	59	41	1	0	0	142
細工町学童クラブ	124	36	31	16	18	2	1	104
東五軒町学童クラブ	170	57	40	40	19	2	0	158
榎町学童クラブ	51	9	5	7	6	2	0	29
薬王寺学童クラブ	113	32	29	43	8	1	0	113
早稲田南町学童クラブ	100	38	40	28	13	0	0	119
鶴巻小学校内学童クラブ	20	11	9	9	0	0	0	29
富久小学校内学童クラブ	62	21	29	14	2	1	0	67
富久町学童クラブ	46	17	14	7	10	4	0	52
東戸山小学校内学童クラブ	101	15	14	8	11	5	1	54
大久保小学校内学童クラブ	35	9	7	5	10	2	2	35
子ども総合センター内学童クラブ	65	10	10	7	3	4	1	35
戸山小学校内学童クラブ	93	30	33	25	0	0	0	88
百人町学童クラブ	62	17	21	23	7	0	0	68
高田馬場第一学童クラブ	74	15	16	14	2	1	0	48
高田馬場第二学童クラブ	50	9	5	9	5	1	0	29
戸塚第一小学校内学童クラブ	60	33	51	25	1	1	2	113
戸塚第二小学校内学童クラブ	60	23	20	28	1	0	0	72
落合第一小学校内学童クラブ	146	56	44	24	1	0	0	125
落合第四小学校内学童クラブ	100	41	43	33	0	0	0	117
落合第五小学校内学童クラブ	50	18	17	19	0	0	0	54
上落合学童クラブ	73	11	10	12	4	6	1	44
中井学童クラブ	20	0	0	2	4	3	1	10
西落合学童クラブ	130	29	32	37	9	3	0	110
北新宿第一学童クラブ	46	22	24	24	1	0	1	72
淀橋第四小学校内学童クラブ	80	32	19	16	1	0	0	68
西新宿学童クラブ	85	31	28	29	5	0	0	93
合 計	2,398	744	717	597	160	43	11	2,272

【民間学童クラブ】（3か所） ※令和7年4月1日現在

名 称	定員	在籍者数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
エイビイシイ風の子クラブ	50	10	7	12	9	4	3	45
早稲田フロンティアキッズクラブ	30	1	2	4	0	2	0	9
しんえい学童クラブもくもく	40	18	7	16	4	0	0	45
合 計	120	29	16	32	13	6	3	99

(2) 放課後子どもひろば（予算額 1,269,562千円）

子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保するために、教育委員会と連携し、平日の放課後の小学校施設を活用して実施している事業で、スタッフの支援のもと、子どもたちが自由に集い、自主的に活動する自由な遊び場と体験プログラムを提供している。平成23年度からすべての小学校で実施し、平成26年度からは、新宿養護学校でも月2回程度のひろばを行っている。

なお、平成27年度からは、定員を超える受け入れが予測される学童クラブの近隣の小学校の放課後子どもひろばで、通常の利用のほか、学童クラブ機能を付加した利用を開始した。

※ 学童クラブ機能付き放課後子どもひろば（ひろばプラス）

登録児童の利用時間を午後7時まで延長し、学校長期休業期間等の開始時間を午前8時に繰り上げる。出欠確認や利用時間の管理を行うとともに、希望者には、午後3時から4時を目安におやつを提供する。保護者との連絡に、連絡帳を活用し、希望者への個人面談を実施する。

●29年度実施校：津久戸小・江戸川小・市谷小・愛日小・早稲田小・鶴巻小・余丁町小・四谷小・四谷第六小・花園小・戸塚第一小・落合第一小・落合第二小・落合第三小・落合第四小・落合第六小・淀橋第四小・柏木小・西新宿小・西戸山小

●30年度実施校：上記20校に東戸山小・戸塚第二小・落合第五小を加えた23校で実施。

●元年度実施校：上記23校に牛込仲之小を加えた24校で実施。

●令和3年度実施校：上記24校に富久小・天神小・戸山小を加えた27校で実施

●令和4年度実施校：上記27校に戸塚第三小を加えた28校で実施。

3 子育て支援サービスの提供

(1) ひろば型一時保育（予算額 46,143千円）

乳幼児とその保護者が日常的に集う場所で、生後6か月から就学前の子どもを、事由を問わず短時間預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援する。

年度	施設名	利用件数	合計（件）
4	子ども総合センター	978	2,724
	榎町子ども家庭支援センター	667	
	中落合子ども家庭支援センター	313	
	地域子育て支援センター二葉	766	
5	子ども総合センター	1,173	3,230
	榎町子ども家庭支援センター	520	
	中落合子ども家庭支援センター	638	
	地域子育て支援センター二葉	899	
6	子ども総合センター	556	2,666
	榎町子ども家庭支援センター	680	
	中落合子ども家庭支援センター	620	
	地域子育て支援センター二葉	810	

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

① 子ども総合センター・子ども家庭支援センター

乳幼児とその保護者が集う子育てひろばで、乳幼児親子の交流促進や、子育て相談、子育て講座の実施等を行う。

名 称	所在地
子ども総合センター「親と子のひろば」	新宿7-3-29
中落合子ども家庭支援センター「親と子のひろば」	中落合2-7-24
榎町子ども家庭支援センター「えのきひろば」	榎町36
信濃町子ども家庭支援センター「親子ルーム」	信濃町20
北新宿子ども家庭支援センター「親と子のひろば」	北新宿3-20-2

【子育てひろば利用状況】

年度	施設名及び開館日数（日）		利用者数（延べ人数）			
			子ども（人）		大人（人）	
4	子ども総合センター	359	5,563	23,874	5,024	22,177
	信濃町子ども家庭支援センター	359	4,103		3,854	
	榎町子ども家庭支援センター	359	5,524		5,025	
	中落合子ども家庭支援センター	359	6,546		6,320	
	北新宿子ども家庭支援センター	359	2,138		1,954	
5	子ども総合センター	360	8,021	31,609	7,253	30,007
	信濃町子ども家庭支援センター	360	5,252		4,834	
	榎町子ども家庭支援センター	360	7,059		6,842	
	中落合子ども家庭支援センター	360	8,670		8,678	
	北新宿子ども家庭支援センター	360	2,607		2,400	
6	子ども総合センター	359	7,843	29,704	7,491	28,698
	信濃町子ども家庭支援センター	359	5,436		5,141	
	榎町子ども家庭支援センター	359	5,997		5,911	
	中落合子ども家庭支援センター	359	7,179		6,914	
	北新宿子ども家庭支援センター	359	3,249		3,241	

② 児童館

楽しみながら育児に関する情報交換や友だちづくりの輪を広げることができるよう、幼児サークルや育児相談、子育て支援講座やイベント等、親子で参加できるプログラムを開催する。

なお、各館では乳幼児から中高生まで幅広く利用でき、それぞれの年代の子どもたちが楽しく遊べるおもちゃ等があるほか、乳幼児専用スペースを備えた児童館もある。

【乳幼児専用スペースを備えた児童館】

館名	所在地
本塩町児童館	四谷本塩町4-9
薬王寺児童館	市谷薬王寺町20-40
富久町児童館	富久町22-21
百人町児童館	百人町2-18-21
高田馬場第一児童館	高田馬場3-18-21
西新宿児童館	西新宿4-35-28

③ 地域子育て支援センター（予算額 20,731千円）

区内2箇所にある地域子育て支援センターで、乳幼児とその保護者が集う子育てひろばの提供や、子育てに関する情報提供・相談等を行う。

■地域子育て支援センター二葉「ふたばひろば」

所在地：南元町4（二葉乳児院 2階）

■地域子育て支援センター原町みゆき「原町みゆきひろば」

所在地：原町2-43（原町みゆき保育園 1階）

④ 子育て支援施設「ゆったりーの」（北山伏子育て支援協働事業）（予算額 14,473千円）

○子育てひろば事業

乳幼児とその保護者が気軽に立ち寄れる「ゆうゆうひろば」の提供や、子育てに関する情報提供・相談等を行う。

○預かり事業

◆一時預かり「ちょこっと」

ひろば内で、事由を問わずに3歳未満の子どもを短時間預かる。

◆預け合い「あずかりっこ」

ひろば内で、参加者同士で子どもを預かる。

所在地：北山伏町2-17（北山伏児童館1階）

(3) 産前産後支援事業（予算額 28,013千円）

妊婦、0歳のお子さんがある家庭、1～2歳のお子さんと4歳未満の兄弟がいる多子家庭及び0～2歳の多胎児家庭に対して産後ドゥーラ又はヘルパーを派遣し、育児支援や家事支援等を行うことにより、妊婦及び養育者の精神的・身体的負担を軽減し、産前産後の生活を支援する。

【産前産後支援事業利用状況】

年度	家庭訪問回数 (延べ回数)	利用時間 (延べ時間数)
4	3,021	8,157
5	2,917	7,832
6	2,738	7,106

(4) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）（予算額 365,002千円）

日常生活上の様々な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その保育利用料の一部を助成する。0歳から満6歳に達する年度の末日までにある児童の利用が対象で、利用に際し理由は問わない。また、24時間365日の利用を対象とする。

【助成基準額】 児童一人1時間当たり

2,500円（午前7時から午後10時まで利用分）

3,500円（午後10時から翌午前7時まで利用分）

【上限時間】 児童一人当たり年144時間

（多胎児の場合は児童1人当たり年288時間）

【ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）利用状況】

※令和7年4月25日交付時点

年度	交付件数	実利用児童数	延べ利用時間数
5	1,960	934	49,861
6	2,799	1,119	55,787

※令和5年度新規事業

(5) ファミリーサポート事業（予算額 32,784千円）

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動を手伝う事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して実施する。

■利用時間：原則として、午前6時～午後10時

■援助活動内容

- ① 保育施設等（保育園・子ども園・幼稚園・学童クラブ等）の開始時間まで、及び終了時間後の子どもを預かること。
- ② 保育施設等までの送迎を行うこと。
- ③ 保育施設等の休業日に子どもを預かること。
- ④ 子どもが病気の時又は病気の回復期にあり、保育施設等に預けることができない時に、子どもを預かること。
- ⑤ その他、会員の子育ての援助に必要な活動

【ファミリーサポート事業利用状況】

年度	利用会員 (人)	提供会員 (人)	両方会員 (人)	派遣回数 (延べ回数)	派遣時間 (延べ時間数)
4	2,633	357	11	11,637	21,952.0
5	2,452	374	9	10,858	20,928.0
6	2,455	377	6	9,790	18,915.5

(6) 利用者支援事業（基本型）

子ども総合センター、子ども家庭支援センターの親と子のひろばや、地域子育て支援センター二葉、ゆったりーのにおいて、子どもや保護者が、保育所、認定子ども園、幼稚園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を行う。

※「利用者支援事業（こども家庭センター型）」については、P59参照。

年度	実施場所	相談件数	合計 (件)
4	子ども総合センター「親と子のひろば」	1,308	9,427
	信濃町子ども家庭支援センター「親子ルーム」	431	
	榎町子ども家庭支援センター「えのきひろば」	410	
	中落合子ども家庭支援センター「親と子のひろば」	427	
	北新宿子ども家庭支援センター「親と子のひろば」	227	
	地域子育て支援センター二葉「ふたばひろば」	4,669	
	子育て支援施設ゆったりーの「ゆうゆうひろば」	1,955	
5	子ども総合センター「親と子のひろば」	1,251	8,754
	信濃町子ども家庭支援センター「親子ルーム」	340	
	榎町子ども家庭支援センター「えのきひろば」	770	
	中落合子ども家庭支援センター「親と子のひろば」	248	
	北新宿子ども家庭支援センター「親と子のひろば」	316	
	地域子育て支援センター二葉「ふたばひろば」	4,487	
	子育て支援施設ゆったりーの「ゆうゆうひろば」	1,342	
6	子ども総合センター「親と子のひろば」	659	8,148
	信濃町子ども家庭支援センター「親子ルーム」	278	
	榎町子ども家庭支援センター「えのきひろば」	382	
	中落合子ども家庭支援センター「親と子のひろば」	445	
	北新宿子ども家庭支援センター「親と子のひろば」	102	
	地域子育て支援センター二葉「ふたばひろば」	4,796	
	子育て支援施設ゆったりーの「ゆうゆうひろば」	1,486	

(7) 家庭訪問型子育てボランティア推進事業(ホームスタート)(予算額 4,774千円)

研修を受けた子育て経験者が無償で自宅へ訪問し、子育ての悩みを傾聴するとともに、親と一緒に育児や家事等を行うことで、孤立している家庭を支援する。

【家庭訪問実績】

年 度	訪問家庭数
4	46
5	48
6	49

4 家庭及び地域の教育力の向上 (予算額 5,966千円)

(1) 新宿区青少年活動推進委員

次代の社会を担う自立した青少年の育成を目的として、新宿区青少年活動推進委員を委嘱し、次の活動を行う。

- (ア) 農業体験
- (イ) 子ども自然体験キャンプ
- (ウ) 親子自然体験

(エ)情報誌「あ・そ・ま・な」の発行
体験活動を中心に青少年の主体性を養うとともに、家庭や地域の大人たちの教育
力向上支援活動等青少年を取り巻く環境作りを行う。

(2) 新宿子育てメッセの開催

子育て支援等を行っている地域団体の活動を広く区民に周知する機会を設ける
ため、新宿子育てメッセ実行委員会が、地域団体の活動紹介や親子向けの各種催し
を行う「新宿子育てメッセ」を開催する。

■開催場所：新宿コズミックセンター及びオンラインを含む区内各所

■開催日程：令和7年5月31日(土)～6月8日(日)

5 地域の子育て支援

(1) プレイパーク活動の推進（予算額 10,514千円）

区内の公園でプレイパーク活動を行うボランティア・地域団体との協働により、
子どもが安心して遊べる環境づくりを促進する。

(2) 落合三世代交流事業（予算額 14,408千円）

西落合児童館内に、子どもを中心に幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する
場として「落合三世代交流サロン」を開設する。運営は、区民有志によって構成さ
れる「落合三世代交流を育てる会」に委託して行う。

■開館時間：月～土曜日 10：00～16：00

(3) 未来を担うジュニアリーダーの育成（予算額 2,589千円）

地域活動において、子どもたちのリーダーとして活躍するジュニアリーダーの発
掘と育成を図る。また、ジュニアリーダーを育成する過程で、子どもの主体性、自
主性、協調性を育み「生きる力」の充実も図る。

(4) 思春期の子育て支援事業（予算額 2,379千円）

思春期の育ちを支えることを目的に、思春期の子どもを持つ保護者、これから思
春期を迎える子どもを持つ保護者を主な対象として、連続講座やシンポジウムを開
催する。

6 発達に心配のある児童への支援

(1) 発達支援（予算額 185,907千円）

心身の発達や成長に心配のある子どもの総合的な相談と支援を行う。令和7年4月
より、児童発達支援センターとして地域の中核的機能を担う施設へと機能を拡充し、
主に幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援、地域支援等の推進及び地域

の支援体制の構築を図る。

① 発達相談・サービス利用相談

子どもの発達や関連サービスの利用等について専門スタッフが相談を受け付ける。必要に応じて発達検査の実施、支援利用計画の作成、通所支援の案内、関係機関の情報提供等を行う。

【相談件数】

年 度	初回相談件数	相談延件数
4	427	1,466
5	468	1,455
6	404	1,582

② 児童発達支援・放課後等デイサービス

心身の発達や成長に心配のある1歳から小学校2年生までの子どもを対象に、通所によるグループ活動や個別活動を実施する。療育活動を通じて、言語理解の促進や運動機能及び日常生活動作の発達等を図り、子どもの健やかな育ちを促進する。

【児童発達支援・放課後等デイサービス利用状況】

年 度	開所日数	登録総数	登録児内訳	
			就学前	小学1・2年
4	293	243	240	3
5	293	213	208	5
6	294	201	198	3

③ペアレントメンターの活用

ペアレントメンターとは、心身の発達や成長に心配のある子どもを育てた経験を持つ先輩保護者のことで、同じような立場にある保護者の悩みを傾聴し、自身の体験紹介や支援に関する情報提供等を行う。

【ペアレントメンター利用者数】

年 度	利用者数（延）
4	14
5	19
6	12

(2) 在宅児等訪問支援（予算額 4,628千円）

療育が必要ではあるが、子どもの状況や家庭の事情等で通所支援を利用できない場合に、家庭や入院中の病院等へ訪問し、遊びや生活の指導、情報提供等を行う。心身の発達や成長に心配のある就学前の子どもを対象とする。

【在宅児等訪問支援登録児数】

年 度	登録児数
4	6
5	4
6	3

(3) 保育所等訪問支援（予算額 11,111千円）

心理指導員等が子どもの在籍する施設を訪問し、心身の発達や成長に心配のある子どもが集団生活に適応できるよう、行動観察・環境調整等の専門的な支援を行う。

【保育所等訪問支援登録児数】

年 度	登録児数
4	16
5	10
6	14

(4) 障害幼児一時保育（予算額 4,624千円）

緊急時や一時的に保育が必要なとき、心身の発達や成長に心配のある3歳から就学前までの子どもを対象に、一時保育を実施する。

【障害幼児一時保育利用件数】

年 度	利用件数
4	267
5	295
6	248

7 ここ・からまつり（予算額 4,553千円）

平成23年4月、乳幼児から高齢者までの様々な世代が集える場所として、「新宿ここ・から広場」を開設した。当広場には、「子ども総合センター」のほかに「しごと棟（勤労者・仕事支援センター、シルバー人材センター）」、「多目的運動広場」、「農業体験の場」及び「高齢者福祉施設」がある。

地域と各施設が連携し、当広場全体でイベント「ここ・からまつり」を開催することで、地域住民との交流の場とするとともに、当広場の周知を図る。

■開催日程：令和7年11月9日（日）

【ここ・からまつり入場者数】

年 度	入場者数（人）
5	3,500
6	3,700

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2～4年度は中止。

【子ども総合センター 子ども相談支援課】

1 子ども家庭支援センターの運営（予算額 251,321千円）

乳幼児や中高生の居場所を整備するとともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制を整えるため、児童館機能を併せもった子ども家庭支援センターを区内4カ所に設置している。乳幼児親子の交流スペースや中高生専用スペースがあるほか、子どもと家庭の総合相談やひろば型一時保育等を行っている。

名 称	開設年月日	施 設
信濃町子ども家庭支援センター	H21. 4. 1	相談室 児童コーナー（遊戯室・乳幼児親子の交流スペース・中高生専用スペース）
榎町子ども家庭支援センター	H21. 4. 1	相談室・一時保育室 児童コーナー（遊戯室・乳幼児親子の交流スペース・中高生専用スペース）
中落合子ども家庭支援センター	H12. 2. 15	相談室・一時保育室 児童コーナー（遊戯室・乳幼児親子の交流スペース）
北新宿子ども家庭支援センター	H26. 4. 1	相談室 児童コーナー（遊戯室・乳幼児親子の交流スペース）

2 子どもと家庭の総合相談・支援

(1) 子どもと家庭の総合相談

「子どもと家庭の総合相談窓口」として、専門のスタッフが保護者の子育ての不安や悩み等に対する相談やアドバイスを行うほか、子育て支援サービス等の情報提供や、専門機関への紹介を行う。

【相談（新規）受付件数】

年度	施設名	相談（新規）受付件数	合計（件）
4	子ども総合センター	1,739	3,897
	信濃町子ども家庭支援センター	498	
	榎町子ども家庭支援センター	692	
	中落合子ども家庭支援センター	514	
	北新宿子ども家庭支援センター	454	
5	子ども総合センター	1,857	4,202
	信濃町子ども家庭支援センター	549	
	榎町子ども家庭支援センター	784	
	中落合子ども家庭支援センター	611	
	北新宿子ども家庭支援センター	401	
6	子ども総合センター	1,808	4,055
	信濃町子ども家庭支援センター	532	
	榎町子ども家庭支援センター	775	
	中落合子ども家庭支援センター	535	
	北新宿子ども家庭支援センター	405	

(2) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

子ども総合センター及び子ども家庭支援センター（区内4所）が健康づくり課及び保健センター（区内4所）と連携を図り、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を令和6年度より運営している。「こども家庭センター」では、子どもと家庭の個別の状況に応じてサポートプランを作成し、計画的なサービスの利用を促しながら、継続して面接や家庭訪問を行うことで、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行っている。

※「利用者支援事業（基本型）」については、P53参照

(3) 子ども家庭・若者サポートネットワーク（予算額 1,796千円）

児童福祉法第25条の2第1項に基づく「要保護児童対策地域協議会」のほか、子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に基づく「子ども・若者支援地域協議会」、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づく「いじめ問題対策連絡協議会」の役割も担っており、子どもから若者への切れ目のない支援を目的として設置している。

(4) 子育て短期支援事業（予算額 21,530千円）

① 従来型子どもショートステイ

入院・出産・介護・冠婚葬祭・出張等で、保護者が昼夜留守になるほか、育児疲れ等、一時的に子どもの養育ができないときに、区内の乳児院や区が委託した協力家庭や協力家庭から構成される団体である実施施設で子どもを預かる事業

で、生後60日から18歳未満（ただし、乳児院は3歳未満）までの子どもを対象とする。

【従来型子どもショートステイ利用状況】

年度	利用延べ人数（人）	利用件数（件）	利用延べ日数（日）
4	235	173	588
5	192	161	442
6※	184（1）	148（1）	426（1）

※（1）は後掲の⑤子ども希望ショートステイの数値である。

② 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ

保護者の強い育児疲れや育児不安、不適切な養育により、虐待のおそれ、リスク等が見られる家庭において一時的に子どもの養育が困難になったときに、区内の乳児院で養育するとともに、養育環境の整備や保護者の指導を行う事業で、生後60日から4歳未満までの子どもを対象とする。

【要支援家庭を対象とした子どもショートステイ利用状況】

年度	利用延べ人数（人）	利用件数（件）	利用延べ日数（日）
4	6	5	48
5	5	5	51
6	4	4	25

③ トワイライトステイ

保護者が仕事等で夜間適切な養育環境を確保できない家庭に対して、協力家庭において子どもを養育する事業で、生後60日から18歳未満までの子どもを対象とする。

【トワイライトステイ利用状況】

年度	利用延べ人数（人）	利用件数（件）	利用延べ日数（日）
4	56	46	56
5	44	30	44
6	40	33	40

④ 親子ショートステイ

レスパイト・ケアが必要な親子に対して、施設等において養育方法や関わり方を支援する事業で、生後60日から18歳未満の子どもと保護者を対象とする。

【親子ショートステイ利用状況】

年度	利用延べ人数（人）	利用件数（件）	利用延べ日数（日）
5	6	3	6
6	4	3	6

※令和5年度新規事業

⑤ 子ども希望ショートステイ

子ども本人が利用を希望する場合に、保護者の同意を得て協力家庭等で子どもを養育する事業で、生後60日から18歳未満の子どもと保護者を対象とする。

【子ども希望ショートステイ利用状況】

年度	利用延べ人数（人）	利用件数（件）	利用延べ日数（日）
6	1	1	1

※令和6年度新規事業

(5) 養育支援訪問等事業（予算額 4,596千円）

特定妊婦や子どもの養育に支障がある家庭に対して専門的なヘルパーを派遣し、養育及び家事の援助並びに養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、養育環境の改善や虐待の防止を図る。

令和6年4月施行の児童福祉法改正に伴い新設された「子育て世帯訪問支援事業」と一体的に行う。

【養育支援訪問等事業利用状況】

年度	家庭訪問回数 (延べ回数)	利用時間 (延べ時間数)
4	397	607.0
5	288	504.5
6	275	460.0

(6) 親子関係形成支援事業（予算額 339千円）

子育てに悩み・不安を抱える保護者とその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を含むプログラムを実施し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけてもらうことで、親子間における適切な関係の構築を図る。

【親子関係形成支援事業利用状況】

年度	参加人数 (実人数)	実施回数
6	12	50

※令和6年度新規事業

(7) 小学校低学年のための学習支援教室（予算額 582千円）

養育環境が整わないために学習の習慣がつかず、学習が遅れてしまう小学校低学年の子どもを対象に、学習の支援を行うことにより、子どもの学習意欲を向上させ、自己肯定感を育む。

年度	実施場所	登録児数	延べ参加児数
4	子ども総合センター	6名	87名
	信濃町子ども家庭支援センター	0名	0名
	榎町子ども家庭支援センター	2名	7名
	中落合子ども家庭支援センター	1名	33名
	北新宿子ども家庭支援センター	0名	0名
5	子ども総合センター	6名	91名
	信濃町子ども家庭支援センター	0名	0名
	榎町子ども家庭支援センター	1名	1名
	中落合子ども家庭支援センター	2名	44名
	北新宿子ども家庭支援センター	0名	0名
6	子ども総合センター	4名	73名
	信濃町子ども家庭支援センター	0名	0名
	榎町子ども家庭支援センター	0名	0名
	中落合子ども家庭支援センター	4名	74名
	北新宿子ども家庭支援センター	1名	4名

3 児童相談体制の整備（予算額 17,909千円）

(1) 人材育成

他自治体への派遣研修のほか、都や特別区が主催する研修や民間機関が行う研修への参加により、児童相談対応を行う職員の専門性を向上させる。

【児童相談所、一時保護所への職員派遣人数】 ※各年度4月1日現在

年 度	派遣人数
5	32
6	28
7	23

(2) 子ども総合センター分室の運営

令和5年7月から都児童相談センター内に子ども総合センター分室を設置し、区職員を配置して運営している。

都に入った虐待通告の初期調査を行い、都区合同の会議により、区への送致ケースの受理等を行うことで、迅速な児童虐待への対応につなげている。

(3) 一時保護所の管理

新宿一時保護所については、都へ貸付を行い、施設の維持・管理を行う。

また、職員の派遣研修を受け入れてもらうことで、人材育成の場として活用する。

6 子ども家庭部関連施設一覧

(1) 子ども関連施設

① 認可保育所

ア 区立認可保育所 (11か所) (*園数は本園を含む)

弁天町保育園	弁天町 50 早稲田町 78 (仮園舎)	3268-1337	
大久保第一保育園	大久保 3-11-1	3203-0346	
東五軒町保育園	東五軒町 5-24	3269-6820	
長延保育園	市谷長延寺町 8	3260-1335	
富久町保育園	富久町 22-21	3357-7720	(公設民営)
西早稲田保育園	西早稲田 1-9-30	3209-5294	
高田馬場第二保育園	高田馬場 1-4-17	3209-1433	
戸山第二保育園	戸山 2-18-101	3203-2385	
早稲田南町保育園	早稲田南町 50	3203-7848	
早稲田南町保育園分園(*)	早稲田南町 36	3204-5201	(公設民営)
百人町保育園	百人町 2-18-21	3367-4991	
中落合第二保育園	中落合 2-7-24	3952-7165	

イ 私立認可保育所 (57か所)

二葉南元保育園	南元町 4	3351-3819	
至誠会保育園	河田町 10-13	3341-4677	
八幡神社愛育園	上落合 1-26-19	3368-3939	
獅子吼保育園	中井 2-8-6	3951-0759	
東京母子愛育会保育園	北新宿 4-21-14	3369-6005	
新宿成子坂愛育園	西新宿 6-7-39	3342-6907	
新栄保育園	百人町 3-21-14	6304-0241	
エイビイシイ保育園	(本園) 大久保 2-11-5 (分園) 大久保 2-16-1	3232-9633	
原町みゆき保育園	原町 2-43	3356-2663	
オルト保育園	高田馬場 3-40-3	5332-7081	
新宿こだま保育園	中落合 4-25-19	5988-7807	
新宿三つの木保育園 もりさんかくしかく	大京町 29	6457-4455	
ぼけっとランド 市ヶ谷保育園	市谷船河原町 1 市ヶ谷エスワンビル 2・3F	5227-7520	

ポピンズナーサリー スクール四ッ谷	市谷本村町 2-10 ストリーム市ヶ谷 3F	5225-2015	
アスク新宿南町保育園	南町 20-3	5225-2166	
ほっぺるランド神楽坂	榎町 43-1 プライム神楽坂ビル 2・3F	5227-6798	
グローバルキッズ 西落合保育園	西落合 3-19-9	3952-5600	
にじいろ保育園高田馬場西	高田馬場 1-24-16 内田ビル 1F	6302-1073	
ポピンズナーサリー スクール市ヶ谷	払方町 19-1 エムジー市ヶ谷ビル 2・3F	5946-8670	
にじいろ保育園高田馬場東	高田馬場 1-16-26	6205-6338	
ニチイキッズ曙橋保育園	①市谷台町 1-3 モデラート 1F ②愛住町 22 第3山田ビル 1F	①5366-5127 ②5367-0196	
インターナショナル保育所 まあむ高田馬場駅前園	高田馬場 3-1-5 花川第2ビル 1F・2F	6279-1105	
にじいろ保育園高田馬場南	大久保 3-8-4 住友不動産新宿ガーデンタワーアネックス 2F	6457-6991	
太陽の子 新小川町保育園	新小川町 1-8 こだまビル 2F	5579-2348	
ほっぺるランド新大久保	大久保 1-16-20	6380-3920	
アスク神楽坂保育園	①矢来町 98-1 スキップビル 1F ②矢来町 89-2	①5225-6933 ②5206-4250	
キッズタウン下落合保育園	下落合 1-9-10	3365-1332	
ほっぺるランド牛込	北山伏町 1-2	6265-0841	
グローバルキッズ若葉園	若葉 1-9	3353-2002	
グローバルキッズ神楽坂園	神楽坂 4-8 神楽坂プラザビル 1F	3269-8011	
下落合そらいろ保育園	中落合 2-7-5 1F	3565-5050	
アスクバイリンガル 保育園薬王寺	市谷薬王寺町 20-40	5362-7177	

アイグラン保育園落合	上落合 1-5-2 羽場ビル	6908-7381	
グローバルキッズ愛住町園	愛住町 6	6380-6798	
グローバルキッズ西新宿園	西新宿 5-5-1 2F	6383-3793	
ほっぺるランド北新宿	北新宿 3-9-20	5937-2960	
ほっぺるランド 早稲田鶴巻町	早稲田鶴巻町 575-1 早稲田鶴巻町パーク・ホームズ 1F	3235-5008	
ほっぺるランド上落合	上落合 1-15-13	6908-8415	
アスクバイリンガル 保育園北新宿	北新宿 2-4-11	5338-2511	
キッズガーデン新宿西落合	西落合 2-7-16 伊勢光ビル 2・3F	6908-1723	
クオリスキッズ おおくぼ保育園	百人町 2-22-6	5937-0418	
小学館アカデミー 飯田橋ガーデン保育園	新小川町 4-11	5206-3722	
フロンティアキッズ新宿	新宿 6-27-56 新宿スクエアビル 2F	3208-2744	
ウィズブック保育園中落合	中落合 3-21-10	6914-4960	
にじいろ保育園西早稲田	西早稲田 1-2-2	6273-9227	
ぴっころきっず西早稲田	西早稲田 3-9-14	3209-2267	
フロンティアキッズ曙橋	(本園) 河田町 3-29	5379-1680	
	プラウドフラット新宿河田町 1F (分園) 河田町 3-16	6273-0886	
にじいろ保育園四ツ谷	四谷 1-6-1 コモレ四谷 2F	6709-9123	
アイグラン保育園西新宿	西新宿 6-11-3 Dタワー西新宿 2F	6258-1098	
きゃんばす東新宿保育園	新宿 7-16-8	6380-3460	
ルーチェ保育園西新宿	(本園) 西新宿 7-18-1 TOMOE ビル 2F	5937-5581	
	(分園) 西新宿 7-18-5 VORT 西新宿ビル 1F	5937-1185	
にじいろ保育園市谷加賀町	市谷加賀町 2-4-18	6280-7391	
ポピンズナーサリー スクール西新宿	西新宿 5-2-1 シティタワー新宿アネックス 2F	6381-6182	

フロンティアキッズ夏目坂	(本園) 若松町 28-36 AIFLAT 若松河田 1F (分園) 若松町 33-1 リエール若松町 1F	6302-1991 6681-4645	
AIAI NURSERY 西新宿	西新宿 5-6-1 パークタワー西新宿 3F	6381-6270	
ソラスト神楽坂保育園	新小川町 7-10 1F~3F	5946-8135	
ニチイキッズ 新宿御苑保育園	四谷 4-29-3 クラッシィタワー新宿御苑 1・2F	5315-0673	

② 認定こども園

ア 区立認定こども園 (10か所)

四谷子ども園	四谷 2-6	5369-3775	
あいじつ子ども園	北町 17	3266-0189	
西新宿子ども園	西新宿 4-35-5	3299-7727	
柏木子ども園	(乳児園舎) 北新宿 2-3-7	3369-5855	
	(幼児園舎) 北新宿 2-11-1	3227-2118	
おちごなかい子ども園	(乳児園舎) 中井 1-8-12	3361-7000	
	(幼児園舎) 上落合 3-1-6	3227-2048	
大木戸子ども園	四谷 4-17	3358-1431	
しなのまち子ども園	信濃町 20	3357-6853	
戸山第一子ども園	戸山 2-26-101	3202-7879	
西落合子ども園	西落合 1-31-24	3954-1064	
北新宿子ども園	北新宿 3-20-2	3365-0225	

イ 私立認定こども園 (7か所)

しんえい子ども園 もくもく	高田馬場 4-36-12	5332-5544	
ChaCha Children Higashitoyama	戸山 2-34-101	5155-4321	
大久保わかくさ子ども園	大久保 1-4-1	6265-9990	
富久ソラのこども園 ちいさなうちゅう	(本園) 富久町 14-1	6380-0414	
	(分園) 新宿 5-3-13	6380-6437	
新宿せいが子ども園	下落合 2-10-20	3954-4190	
しんじゅくいるま こども園	戸山 1-21-1	6302-1221	
認定こども園 新宿ベアーズ	西新宿 5-25-11 エイジーエス西新宿ビル 1・3F	6276-5431	

③ 地域型保育施設

ア 小規模保育（区立保育ルーム）

（令和9年度末で事業終了）

えどがわ園	水道町 1-28	3266-7350	
-------	----------	-----------	--

イ 事業所内保育（3か所）

もみの樹園 事業所内保育所	上落合 1-17-8 特別養護老人ホーム [もみの樹園] 内 6F	3565-7301	
とちょう保育園	西新宿 2-8-1 東京都議会議事堂 1階南側	5990-5301	
キッズパオ防衛省 市ヶ谷保育園	市谷本村町 5-1 厚生棟 2F	3235-3757	

ウ 家庭的保育（2か所）

井上 美希子	赤城元町		
田口 いづみ	市谷柳町		

④ 子ども総合センター

ア 子ども総合センター

子ども総合センター	新宿 7-3-29	3232-0673	
-----------	-----------	-----------	--

イ 子ども家庭支援センター（4か所）

信濃町子ども家庭 支援センター	信濃町 20	3357-6851	
榎町子ども家庭 支援センター	榎町 36	3269-7304	
中落合子ども家庭 支援センター	中落合 2-7-24	3952-7751	
北新宿子ども家庭 支援センター	北新宿 3-20-2	3365-1121	

ウ 児童館（15 か所）

本塩町児童館	四谷本塩町 4-9	3350-1456	(指定管理)
北山伏児童館	北山伏町 2-17	5228-5661	(指定管理)
中町児童館	中町 25	3267-3321	(指定管理)
東五軒町児童館	東五軒町 5-24	3269-6895	(指定管理)
薬王寺児童館	市谷薬王寺町 20-40	3353-6625	
早稲田南町児童館	早稲田南町 50	5287-4321	(指定管理)
富久町児童館	富久町 22-21	3357-7638	(指定管理)
百人町児童館	百人町 2-18-21	3368-8156	(指定管理)
高田馬場第一児童館	高田馬場 3-18-21	3368-8167	(指定管理)
高田馬場第二児童館	高田馬場 1-4-17	3200-5038	
上落合児童館	上落合 2-28-8	3360-1413	(指定管理)
中井児童館	中井 1-8-12	3361-0075	(指定管理)
西落合児童館	西落合 1-31-24	3954-1042	
北新宿第一児童館	北新宿 2-3-7	3369-5856	(指定管理)
西新宿児童館	西新宿 4-35-28	3377-9352	(指定管理)

(2) 男女共同参画推進関連施設

① 男女共同参画推進センター

男女共同参画推進センター (ウイズ新宿)	荒木町 16	3341-0801	
-------------------------	--------	-----------	--

事務事業概要（新宿区子ども家庭部）

刊行物作成番号
2025-2-3001

令和7年度版

令和7年5月発行

編集・発行

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話 03（5273）4260